

昭和三年二月十一日

ニエーランドとの合致記録

後記 渉外部長地

二月十二日 ニエーランドに面会 回籍者金その他問題に關して 概略の情勢を尋ねたのに対して 同氏より大要を以て説明があった。

一 回籍者金に關しての事情は、最近に於いて一月十七日の電報を以て、フオラス少将が二、三日前に并々から持参して来た。約十五に亘り、概大に思致である。之に對して司令部の意見は未だ未だである。あるが、何れも複雑なものである。さうして、同軍に承認を以てするは去るべきである。此の點を以て、是れを要するは二つある。

10. 1.

その一つは、法律問題である。逓令七年最高司令官が契約の當否を以てするはどうかと云ふ問題である。之は自分は在任中は保はなければならぬ。然るに、既に解決した。惡い法律問題である。P二のこの問題は、クレタ島の邊に於いて一億一千八百萬を懸えては、たぬらに利益を以てつけられたことである。このことは自分として、極めて不満である。之である。即ち、金銀等の流動性以外に、高心である。このことも、充分の担保価値を認め、あると云ふのが、五々の主張である。

二二

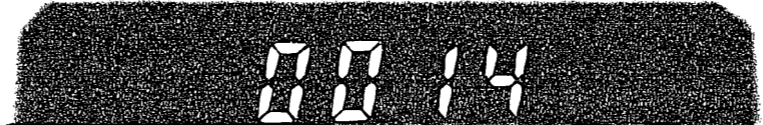
一九四九会計より、七月一、半年六月(会計より)に於ける。計の協地費を以て、目下大規模な計画の予を以て、委員会に提出されて、長が、その中、カリア (GARROA) 資金は、三億五千萬あり、後記 (リハビリテーション) 資金は一億七千五百萬あり。議會が之に對して削減を以て、可能性があるが、大規模な提議がある。大抵、不承認である。返答あるは、フオラス少将の意見は、不承認である。未だに、之を以て、議を以て、裁命のなかから、三億五千萬の資金は、相当地期待して、ある。カリアの報告。



No. 2

- 日本建設政策に対する不満を示して、彼等と連絡をとりあへるべきである。
  - ① 意見と述べて見せしめ、カラマン氏は、我が国の経済の不振の理由が、強
    - かたが、其の外人の進出に、我が国が、経済の不振を招いたと見て、其の
      - 振興政策を、其の進出の妨げとするか、この社会の、其の進出の功利的、民衆の
        - 社会に於ては、常に在るべきあり、之が在るに、其の建設に、其の振興と
          - か加るとは考へない。又、回轉基金の不足は、建設に、其の振興と
            - ストリートが、其の建設に、其の振興と、其の振興と、其の振興と、其の振興と、
              - 下いと思ふ
    - 四 封の形への持接の主題は、誰かが、其の振興と、其の振興と、其の振興と、其の振興と、
      - 下いと思ふ
    - 五 為替問題については、特に申さず、其の振興と、其の振興と、其の振興と、其の振興と、
      - 下いと思ふ
    - 六 最近の米と米の取引、其の振興と、其の振興と、其の振興と、其の振興と、
      - 下いと思ふ

RE'-0007



新聞

首相の會談紀略

昭和三十三年二月十四日

浪辺 渉外部長

大藏省 首藤氏と浪辺部長の二月十四日(金)の會談紀略

首相

浪辺内閣が總理職を以て五橋の系図へ進み予算問題と  
その前後に、平野氏の後任問題以来、社会党左派  
と浪辺内閣との間に溝が生じて来り事実がある。

浪辺

浪辺にその経緯の詳細を問ひて説明した。  
「浪辺の系図が、社会党内部の意見の不一致があるといふのは、  
浪辺の場合に、片山總理が、政府として予算をあくまでも  
議会のついで、その信任の有無を、試すれば方か胸が通らぬので、  
浪辺はと考へる。社会党の中で、浪辺の意見は、同相である  
浪辺が有りすれば、当然、浪辺から離脱するものも考へる。  
今回の問題が、内閣不信任の明確な意思表示と浪辺に  
政府の總理職に依つて、浪辺をいつか、や、浪辺に  
このかある。

浪辺

浪辺のこの問題として、八月の生計補給金を支給する為に  
總理大臣の指名に先立って予算案の審議が出来たか如何かと  
浪辺は、浪辺のこの問題がある。

浪辺

浪辺は、浪辺のこの問題として、八月の生計補給金を支給する為に  
總理大臣の指名に先立って予算案の審議が出来たか如何かと  
浪辺は、浪辺のこの問題がある。  
浪辺は、浪辺のこの問題として、八月の生計補給金を支給する為に  
總理大臣の指名に先立って予算案の審議が出来たか如何かと  
浪辺は、浪辺のこの問題がある。  
浪辺は、浪辺のこの問題として、八月の生計補給金を支給する為に  
總理大臣の指名に先立って予算案の審議が出来たか如何かと  
浪辺は、浪辺のこの問題がある。

RE'-0007

0015

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

バロー 次は別問題であるが、公債利拂停止問題は一時的に政府の財政を整理する  
長官の之が財政出動の一種の形勢が有るであろうか  
二十億の小債の年 軍用公債と名付けらるるものハ約その半分  
であり、それか爲に政府が利拂を要する金額ハ年々四十二億圓  
程に増加する。此等の公債の所有者の利益は、公債利金の  
で有る關係に、若し公債利金の有る中、二割は公債利金の  
停止の處置をとり、それ以上の損失を、公債利金の減少と  
避けるとすれば、政府は公債利金の利当多額の補給と云へば  
ならず、差引いて公債利金の減少の、軍事公債の利拂に於て、  
と得る所ハ、十一億圓前後であり、これに個人債を加つても  
十五億圓位の二割的と得るに過ぎぬと考ふる。

バロー 先ハマーケットと云ふことであるが、公債利金の増加と計る爲に一定  
額以上の 取引に就いてハ、小切手に依る決済を強制するハ、  
之を奨励する爲に、現金決済に對し、取引後の帳簿上の考ふる  
一層の注意を要する。

首藤 若し公債利金の下落ハ如何なる原因に在るものか  
投機の外溢に對する修正作用を思はせてあつて、今迄得る情  
報に依れば、投機者以外の外人が之が爲に買入るものと云ふ  
情は、有り得る。勿論、日本の立場として、むしろ好む所  
に有るものか。

濱田 四割程の現金の運用は、母子理由ハ、云々ありてあるが  
債権家が、年々減少する。併し、一般に、おのれ投資の将来は  
利当期待して、云々ありてある。

以之  
一九四八、二十六

大蔵省蔵の特報 (平四下三)

郵送

大蔵大臣

二月十八日(水) 第六九號 米より約一割

外務部 功事事務官記

本局者 櫻田義相 前蔵政の 協同計局長 海軍省の 部長

伊文

二月十八日(水) 第六九號 米より約一割

大臣。八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

伊文

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

八月。支給は政府の約束あり。政府裁量の生計帳を考す。

○○○○○○○○○○

マカト氏との交渉 承認し...

リポート 交渉としてハリスと交渉し... 然しハリスとマカトの交渉を早く  
決めなければならぬ。年内の歳入と引き換えに... 之を早く決定する必要がある。  
ある。又 交渉交渉の交渉は... 之を早く決定する必要がある。  
マカト氏のハリスの交渉の提出は認められた。

大臣 ハリスとマカトは一着二〇日間で賣る要は... 閣議で決定し司令部  
の承認を待つ必要はない。年内の歳入と引き換えに... 閣議で決定し司令部

司令部 方針を定める。  
マカト司令部として正に研究しよう。

マカト氏 交渉水準に就いて 交渉水準を主として... 方針を定める立場から

その交渉水準を研究して是を... 交渉水準を主として... 方針を定める立場から

この交渉水準に就いて 政府が... 交渉水準を主として... 方針を定める立場から

交渉水準に就いて 交渉水準を... 交渉水準を主として... 方針を定める立場から

交渉水準に就いて 交渉水準を... 交渉水準を主として... 方針を定める立場から

一九四八・二・一五

以二

No. 2

RE'-0007

0018

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Handwritten Japanese document on aged paper with a grid of vertical lines. The text is written in cursive and includes:

- Top right: 長官 (Chief Official)
- Right side: 大蔵省 (Ministry of Finance)
- Center: 特別 (Special)
- Bottom right: 調整課 (Adjustment Section)
- Bottom center: 木森 (Kiyomori)
- Bottom left: 田中 (Tanaka)

RE'-0007

0019

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大蔵省海外情報(四七号) 昭和廿三年二月廿五日  
大蔵大臣 地島大蔵 コーベン氏會見記録

海外部 柳不事務官記

昭和廿三年二月廿五日九時半ヨリの大蔵大臣マートカト方精 定例會見は  
マートカト方精 出席不在の爲 コーベン氏會見 主催の下に開かれ、その要旨  
は左の通りである。

出席者 栗栖大蔵大臣 米窪労働大臣 西尾官房長官 首藤啓一  
内閣 海外部長等

コーベン、リット、アルバー、ロス、キレンの諸氏也。

栗栖 最近の労働政勢は如何 三月分の給与と来季一り改支拂するに改し否か  
労働情勢に就いては労働大臣より説明す。

米窪 現在労働党内に強合民主化運動の進展して是等の一部が産業の振興の  
下に、この運動を抑制する爲 組合員の注意を他へそらするを企圖し  
労働法改正及び 行政整理方針 新設子早急実施等の 江山の要求  
を掲げ労働政勢の振興として是る。此の政勢の勢を阻止し強合  
民主化運動を發展せしめる爲には 三月分の給与と 三月半を交拂する  
が最も肝要である。

キレン 新設子早急実施方針 新設子水準は何時より実施すか  
西尾 二九二〇円水準に固する。中一報告は交拂したか 支拂方法に固する。

キレン 中二以下の報告は未だ受けて居らぬ  
キレン 委員會としては二九二〇円水準の答申と行由文を 後は政府が如何に  
と了解せざる。新設子決定の遅延の責任は政府側にあり、確りある  
欲し。

西尾 政府としては中二報告と待てば如何なるか 而実情を測へば是れ  
委員會は國鉄又の代表と出して是れは 全政府職員にも通用  
あるものと了解して良いか。

キレン その了解は如何

キレン 三月給与を一日に繰上げて支給するは危険である。新設子と何時  
如何に拂ふか 決定した中、三月給与を支拂へば 三月下旬迄は  
財源が、あるに付し、何の支拂は付ければならぬ 窮地は是れ  
それでは 当方として固す。

キレン 昨日はマートカト方精不在の爲 此の事題は、この決定出来ず、中一  
帰り次第 委員會申上りては、如何に改く、中一請願承知する。

RE'-0007

0020



三月二日 海軍省長は...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...

海軍省長は三月二日海軍省に於て...



明治三十四年三月三日

文部大臣 マーガレット 定例會見 (中) 四ノ記録

外務省 海外新聞 (第百九十九号) 昨報三月三日

三月三日 (水) 九時五十分より十時世系に亘る會見は其の

暇を左の通りであった

出席者 皇極 菅原 濱田 渡辺 外務省長官

大臣 政策協定は昨の工作あり 今も社会黨の破壊下なるに

兵部 軍部公使の糾弾停止は専ら會で研究するに

マカト 糾弾停止の題は 多分とも主大内閣と有するが専ら會も密議の

途次を以てせよといふ 全議院の十レヨリセーレに就いて何の

議論もなされぬ

大臣 日銀の民衆不有珠を 國が買上げて日銀を 國有化する議論があるが

多分ともは日銀を半官半民の 聯邦準備銀行のやうに 改組する

といふ 一般全議院に就いて その民主化の題を今も専ら會で

十レヨリセーレに目下考へられざる

マカト 之を大内閣の題であるから その進展に就いて 常時 報告して欲しい

大臣 十レヨリセーレに及ぶの件は 復讐は既に

要綱大臣 在任中 健全財政の爲 終極努力せよ

確立された 功績は 大いに稱讃せらるる 新大臣も 何人の

言ふか その政策と 踏襲せられると 希望する 誤り 社会化

十レヨリセーレに定むれば 嚴重に處せざる

大臣 今午の 言由内閣會議 遂に 研究するに 行つて 兵部

政策を 報告する

大臣 大臣の 提案は 兵部は 不満を 示すものがある 兵部

は 於て 一は 貿易 資金 繰入 減は 当分の 計上 である 二は

債務 利息の 削減は 算定 送下 頭から せねば ならぬ

大臣 才出に 於ては 日銀 倒案 三割の 爲 六五 億計 上り 兵部

財政の 削減 減下 である 又 他方 警察 費 運送 費 交并 會

義務 教育 費 地方 補助 費の 不足 七五 億計 上り 兵部

才出に 於ては 日銀 倒案 三割の 爲 六五 億計 上り 兵部

財政の 削減 減下 である 又 他方 警察 費 運送 費 交并 會

義務 教育 費 地方 補助 費の 不足 七五 億計 上り 兵部

才出に 於ては 日銀 倒案 三割の 爲 六五 億計 上り 兵部

財政の 削減 減下 である 又 他方 警察 費 運送 費 交并 會

義務 教育 費 地方 補助 費の 不足 七五 億計 上り 兵部

才出に 於ては 日銀 倒案 三割の 爲 六五 億計 上り 兵部

財政の 削減 減下 である 又 他方 警察 費 運送 費 交并 會

義務 教育 費 地方 補助 費の 不足 七五 億計 上り 兵部

才出に 於ては 日銀 倒案 三割の 爲 六五 億計 上り 兵部

財政の 削減 減下 である 又 他方 警察 費 運送 費 交并 會

義務 教育 費 地方 補助 費の 不足 七五 億計 上り 兵部

RE'-0007

0022

外

後復禁止 公債の支拂は其の支出は是れを減らすも考慮せ  
られぬ

大臣 公債の発行は法律の制定を要するもの、兼手方より実施す  
るを研究しなむ

マカト マリヤスヤワの賣却と後述して欲し

大臣 政府より一二の用で売す事と司令部に出す事、かゝる  
債務の整理と速に決定して及かぬは予算の編成の出来ぬ

マカト 砂糖の債務を早く供めて欲し

ロス 右マカトマカトや鴻網は四月以降 砂糖債の整理を實施後述す

マカト 砂糖の整理を速に研究して欲し

兼手方の才入と確保するも大なる事ある、今手方の補正予算の  
財源も必要である、拂下代金の實際に及ぶか、四五月の財源  
によるは、今手方の才入に及ぶも研究出来ず

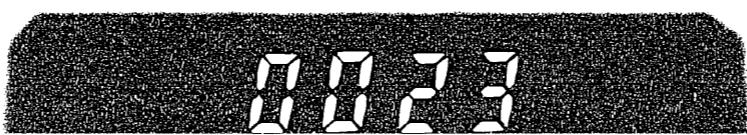
大蔵 後述の準備は後述と納めを早し

マカト 納めを早し

南支那は従来より大関市である、軍政部の報告は、何れも  
売す事なし、取引高も甚大なる事あり、又密輸入も関係  
して早し、大蔵省は是れを調査して完全報告を  
提出して欲し

以上を大蔵省に送る

一五八三三六



持参品 3+

*[Handwritten signature]*

大蔵省渉外特報(千五〇号) 昭和二十三年三月十二日

昭和二十三年三月十二日(金)十時半より北村茂相及び森戸文相はマカト少将と会見し、その要旨、概略、左の通りである。

マカト少将との会談記録 海軍 渉外部長 務

出席者 北村茂相 森戸文相 海軍 渉外部長 務 務 務

マカト少将 ユーヘン ロスルロウント マカトの演説

北村茂相 西大臣より、そらく新任の挨拶を述べた後

森戸文相 三割に拘る。昭和二十三年の所要経費六億四千百万円と追加予算は計上すると思われぬ。

マカト 北村茂相は立派な軍人である。北村の制限は認められぬ。北村は

この際冷血漢になつて、各者の要不足を以て切つて削減するつもりである。

六三割の経費は、世に及中にも、支拂は、中下級官給が、計上する。

追加予算は計上は認めぬ。世に及中にも、支拂は、中下級官給が、計上する。

森戸 諒解し、北村の健全化に付ては、微力を盡して努力するつもりである。次に政府

機構の合理化とこれに伴う経費の削減の爲に、主計局及び行政

調査部を合併して、大蔵省に、主計局を没する。専ら目下

司令部に提出されて、兵部、水と、是れも、認められぬ。

マカト 北村の合理化、経費の削減は、甲一次的には、各者の任に任せて、受ける

主計局、及び行政調査部の、この問題は、宜しく、如何なる形に、立派

すべし、であるか、いさるに、抗して、向研究して、みよ。

コヘン 陸軍、海軍、物品、備品、は、多つて、交付金と、発せ、する、事、も、さ、う、

兵部、に、これ、も、研究、して、後、を、み、よ。

以、上、

一九四八、三、一五

32

支那省涉外特報(甲五十一号)昭和三十三年三月十七日

マーカートナ特との定例会見記録 済之涉外部長記

北村龍彌は三月十七日(水)マーカートナ特と定例会見を以て要左の

如き会談を行つた

出席者 マーカート コーレン マイナード・リット ハンクソン ロス

北村龍彌 済之涉外部長 物本事務官

追が予毎に固く昨日司令部に駐在して直ちに昨夜議会で提出した

は記述を要する

マーカート 追が予毎の決定にも拘らず労働問題には依然として困難な様である。今村の種族は如何であるか

北村 新設水兵に付してハ、心算は昨日ハ、水兵承認し斗争隊形をとるに

決定した。その他の協会はつきり高き懸念があるかと云ふが、やがて

解決されるものと信ずる。今村は一昨十五日、一着物販を行つた。昨日

は労働問題に服して居るものと云ふ

No.1 マーカート 労働問題と云ふのは何と云へるか、これは明確に水兵はストライキをしようとする

様か

北村 政府として、政府職員の規律の維持に付してハ、大いに努力する考であり

一着物販の場合には、当りの資料は提供せぬ考である。今村も司令部

の援助を期待する

マーカート 政府はこの種の不法行為は、許さざる處所であり、種族は有する考である

又、最近では司令部の意向等は、無視せよと云ふか、或るものやうなことを云ふもの

有る様か、上級下に於てか、あるは許されぬ。この種族ものは、正に、牢屋

に入れて居るものか。尚、最近のストライキの指導役と見ると、その四り口

が明確に、反意志のものかあるか、うか、

次に、歌定(予毎)はどうか

済之 六三制、六億四千円、水兵計六、二億円、及び、早業計六、七千四百円、の

三億を除くは、四月分歌定(予毎)に付して、法令がリットとのハ、於て、ついで

北村 左の三億は何れも、政府の付託であり、これを、経緯に鑑み、是外

とも、この際、承認を得ない

マーカート 承認があるか

北村 三億の三億は、これ等の経緯は、何れもその性質上、暫定(予毎)に付して

るに、疑問があるかと、特に、六三制に付しては、予毎に拘らず、固く

No. 2

本材を手に入れて工をすべし既成事業を作らば政府にその協賛の  
支拂を要するは認め難い云々あり

コウト 教育改革も段階であらう閣下建議とも良いといふにはたゞしい  
が、問題は根本的にはCIEが文部省に於いて改革をする、一定の改革を  
行ふ以上は一定の教育の必要があり、その為には閣下も意見を述べよ  
のこある、吾下は於てCIEとよく話し合ふて頂くには、現在政府に

してハ、非常に関難な立場にあるのである。

マロト CIEも改定しよう、しかし暫定予算は、その程度でこの種の経費は  
計上しないに於いて取り敢えず、その程度で可なり

北村 暫定予算の減額提案を急ぐから、この際は暫定予算から計上方針で  
同様の計上をしよう

今減額した後コトは、先相に於いて政府職員中、行政担当職員と  
政務担当職員とは、厳密に区別して行政担当職員に對しては、その

ストライキも、暫く阻害される点を見て、輿論の支持を得られよう  
と云ふ、儀案を急ぐ、これか、吾下と云ふは、吾下は、

派のあり

大蔵省海外情報 (号外) 昭和廿三年三月十八日

ロレンスとの合族記録 海軍省外務局長記

三月十八日 他用にて外交部 (OS) ロレンスを訪った際 大要左の如き

合談を付した

海軍 唯今放送されたトルマンの演説を聞かれたか

ロレンス 演説の内容を 詳細に検討した。この演説をしなければならぬと云

まゝに残念に思ふ。自分個人としても 尚々本海軍人職がある

事をいふべきを得たのである

海軍 トレバーは始めアガリの大物が不勢未だ不確確であるが、これ等の

人々の善法は外交部に送るのか

ロレンス マクアガー自身は何かものがある、最近に於けるアガリの対日政策の

持論に就いては日本に如何の意見があるか

海軍 自らの考では日本人は戦争はもう止んだと云ふ意見と同時に「一方で、

寺島の降参化の提案 亦わが日本復興の復功と積極的に行なう

海軍 其の程度に就いては、大いに歓迎して兵士といふ

ロレンス 具体的な方策があるか

海軍 例へば日本の舊軍需会社の株價が急騰して居る、一方に於て、

賠償徴収が振れられ、更にこれ等の会社の仕入がたくなるのでは

ないか、それと見出しを伺ふべきである

ロレンス アメリカの日本復功の積極化に就いて、口例にこれを不安の的になる

海軍 左右両極端の中間に日本がアメリカに對する 疎隔地なりとの意味と

して居る、ハ軍需の用意 特に兵器等は日本の駐民地化を對し、日本

民衆の独立保持等の主張を以て巧みに日本側の事情の疎隔と

汁車と居る。併し大部のセ氏は「一方に於て日本の Bagdad Country

となる、ハ欲して居るが、今日の混戦の中より立上る為には、ヤシロフ

の争水としてアメリカの復功を以て兵士といふ

ロレンス 日本の兵艦勢力が盛んになると考ふか

海軍 多分の混戦はあり、大要の日本市民 殊に農民の支持は甚だしく

旺盛なものである、その上、海軍と云ふものは、日本の海軍に對して

加す事は、政府が保守者の一、この端、政治的意見を、市民の利益を

譯文

極 三  
秘 志

地 事 行 政 議 長  
方 務 務 官 官  
長 長 長 長

海 陸 空

大 範 有

特 報

海 陸 空

配 附 名 紋 所 在 名

大 範 有 海 外 郵 政

重んずるは力と強く示す所は、嘗て軍部が議会政治を攻撃し、  
しるすは、口実の一部のよみ、予のものは、いかにと云ふべきか。

一以上  
一九四八、三、二〇

RE'-0007

0028

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



新印令概観(不要) 中川

大蔵省海外特報(甲五十二号) 昭和三十三年三月廿四日

北村茂相、フライン博士會見記録 渉外部 拓務事務官記

昭和三十三年三月廿四日 茂相、コックト少将、定例會見は、少将所用の局

フライン博士會見するに及ぶ

出席者 北村茂相 偽之 渉外部長等

フライン博士

北村

債権の改訂を至急実施する採中取計に於いては、これが遅れると、債権

調整令の予算等もこの趣が起るに至るので、少しも重荷物の変更の

フライン

債権は、四月中旬に改訂したいと云ふ

北村

私の間、以下では、債権改訂は、五月一以前には、実施出来ぬと云ふが、何

北村

債権改訂と言ふ事、その限れば、四月中旬に出来ると云ふ

コックト少将の方針は、此の債権と一齊に改訂するに在り、

この債権を改訂するに及ぶに及ぶるに、承知し、

電報の送付に、同じ中言等の裁定があるが、これを承るに、政府と

して、又電報の送付は、一段の重荷物と云ふ事がある、裁定は、

貸金へは、五千七百円、格別、昇り電報の送付は、電報料金を、

に非し、これを待たぬ、故に、料金を引上げ、実施し、此の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

の赤字と、一、処理するが、この趣がある、又料金を引上げ、他の電報の送付は、

フアン

である。事件については、総理より更めて申上りたので、おれぬ。是等四日  
 折是等算上計上出来、録中取いし、な  
 申上りのあつたは、遂に「マニラ」事情に報告す  
 折は、過去に、このワシントンに滞在し、最近、トレーパー次官と云は、情事  
 ワシントンで、その題と、校を、た、ま、は、者、と、も、協、議、し、な、る、あ、る、か、こ、の  
 は、就、は、何、れ、り、と、更、め、て、詳、細、に、申、上、り、な、い、ワシントンには、その  
 才、政、令、政、か、何、れ、処、理、さ、れ、り、就、は、外、務、省、内、心、と、考、え、せ、り、り、の、  
 予、算、の、案、内、の、ハ、ラ、ン、ス、案、内、の、お、れ、つ、ま、外、務、省、に、お、き、り、し、た、り、る、文、件、上、  
 け、り、

—以下—  
 一九四八、三、二四

RE'-0007





西野再四  
〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ナチス、オーストリア、オーストリアの合併記録、夜急務外務省長記  
北村範和及び栗原菊太郎等は三月二十六日一時三十分至午後六時  
トレーバー氏一行と会談を打つた

出席者 日方側 北村 栗原 西大臣 外務省外務局長 都賀西平  
川邊長 池田公 功下 大隈事務局長

米子側 トレーバー、コンスタン(Chancellor Bank and Trust Company  
New York 会長) 今田の(1)の團長、グー(General Trust  
Company 前社長) リンクス(1) 財務省 海軍省(2)  
リンクス 准将等

トレーバー氏は会談の初は券が下、コンスタン氏に在長、一々今田の(1)の  
甘利と述へた

リンクス 吾々は、米政府からの依頼に依り、日本の経済の再建を促進する為、  
三つの柱を設立した。第一は、米の輸入を促進する事である。第二は、米の  
輸出を奨励する事である。第三は、米の消費を促進する事である。米の  
輸入を促進する事は、米の輸入税を削減する事である。米の輸出を奨励する  
事は、米の輸出税を削減する事である。米の消費を促進する事は、米の  
消費税を削減する事である。米の輸入税を削減する事は、米の輸入税を  
削減する事である。米の輸出税を削減する事は、米の輸出税を削減する  
事である。米の消費税を削減する事は、米の消費税を削減する事である。

北村 目下米の及平の編成期もあり、均街の、米の編成が、自由と  
この最上の問題である

コンスタン 米の及平は均街と併せて、米の編成が、自由と  
困難がある。均街と併せて、米の編成が、自由と

北村 総論は、米の編成が、自由と  
一般合併、二十六億円、米の編成が、自由と

北村 詳細は資料に照らして、米の編成が、自由と  
米の編成が、自由と

リンクス 米の編成が、自由と  
米の編成が、自由と

北村 米の編成が、自由と  
米の編成が、自由と

リンクス 米の編成が、自由と  
米の編成が、自由と

RE'-0007

0032

約七百億円と考へる

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は同様にあり

中一に七五の約に納税一万億を徴せしむるに足らざる。中二に徴税職員が  
陸軍に乏しむるに一方の徴税者七倍増の増えたる。中三に一律に多額の  
税を納せざるの調税者として困難なる。中四に納税者には重くの  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す政府は行わ考へるあり

早瀬

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
の理由は困難あり考へるあり或は徴税にはその実用は困難ありと云ふ

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり

北村

税金の徴収に手薄を為す理由は一併徴税に併し納税者の不都合は  
あり





平西田 総務課

大藏省の時報 (第五四巻)

三月廿一日 九時四十分より 約四十分

出席者 北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、

北村 龍相 内閣 外務部長 柳 不 宮澤 兩事務官

先づ大臣 全体幹部に於いて取、不懲戒処分を以て之の報告を交し、



RE'-0007



マアケト その外は日中の領土は減るべきに非ざる。その外も公法域内の社会化（シビライゼーション）以外の何ものでもない。尤もかゝる政策に因する問題は、概して  
扶めればよい。

大正 後と云ふことは、これら迄は機会に任せておけるが、

マアケト 此の方の軍務當局と良好な交渉して進んでいければ、他は比較的容易と申す所は、何れも  
拂止はれぬもの、抑も、新進する大と云ふは、公法域内は公法の外に、

マアケト 示してやるべき、停止とせれば、公法域内と被弾し、とりかへぬ。判じ  
は、公法域内の社会化と云ふべき、かゝる左の所は、為す可き、

マアケト 此でコアエンが政策協定の交渉持出すが、マアケトはそれを如何に、と云ふ事になると云ふ  
マアケト 徳連産物物資を、拘束し、以て場合、これを以後禁止の子供を、代償として、

マアケト といふと、法律面から未だあきらむるべく、いかに、拘束は、三月十一日から、六月  
に、即ち四月九日には、一応の期限となる、その、後、研究して、後、

マアケト 進んでいけるか、

大正 此は、軍務の問題である、公法域の、此を、今日、相決する、

マアケト 九倍内、云ふ金は、何処か、ある、

大正 何、融資の方法と、つくる、心事、ある、

マアケト 市中、行かす、後、金を、

大正 復元、い、なる、

マアケト 此は、公法、政府、資本、此の、補助、金、

大正 此を、使、持、主の、電力、科、任、し、て、カ、ア、ア、ア、の、一、片の、五、倍、と、い、ふ、事、は、

マアケト 免、公、同、法、資、を、引、端、の、要、ある、民、官、の、高、い、給、付、水、金、を、認、め、る、為、に、政府  
公法域、内、の、事、を、止、め、公、法、職、上、の、三、千、九、百、三、十、二、後、用、水、金、の、取、持、の、因、地、を、

マアケト 一段、の、行、な、れ、ば、片、を、上、げ、て、予、備、金、か、

大正 此、マアケト、は、他、例、の、為、金、を、打、切、り、次、に、コアエン、と、在、の、此、の、同、人、か、あ、い、

マアケト 公法、公法、協、定、の、廢、止、の、と、題、に、これ、を、廢、止、し、た、と、い、ふ、事、は、公、法、協、定、の、廢、止、を、  
考、る、の、程、迄、の、事、を、す、る、事、は、不、可、成、の、事、は、不、可、成、の、事、は、不、可、成、の、事、は、不、可、成、の、事、は、

マアケト 第一、これを、廢、止、し、て、申、上、げ、て、お、か、る、故、に、三月、月、日、を、定、め、了、る、成、程、廢、止、し、た、ら、ば、

大正 色、々、録、表、か、あ、ら、う、か、あ、の、法、律、を、然、と、い、ふ、事、は、然、と、い、ふ、事、は、然、と、い、ふ、事、は、

マアケト 中、持、つ、た、ら、ば、勿、論、申、上、げ、て、研究、す、る、時、下、の、事、に、就、て、は、元、来、是、は、

大正 公、法、協、定、の、因、に、公、法、協、定、の、日本、側、に、責任、がある、上、に、公、法、協、定、の、因、に、

マアケト 中、の、日本、の、公、法、協、定、の、公、法、協、定、は、過、去、を、題、と、する、事、は、不、可、成、の、事、は、

大正 公、法、協、定、の、因、に、申、上、げ、る、事、は、不、可、成、の、事、は、不、可、成、の、事、は、不、可、成、の、事、は、

RE'-0007

0038

返  
 この法律は既述の通り、  
 全議院間の新約定の合併は今日迄の予定しめられたる如く延滞  
 なく同令即ち法にあり、日本は依り再建を促す為、新約定を  
 至急の如きものとして早く認められし  
 二十五  
 一、以上  
 一九四八、三、三十一

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

板

31

朝日新聞

大正五年四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

直支大要左の如き内容で述べられた

マウツトナ特の合見記録

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

北支三子四月七日

しこ

比村 軍部公債の利拂停せらるゝ事は、二回に亘り、議院會開を以て、  
第三回より予定であるが、本委員会は、政府並みに、議院と向する。  
るに、第一回會合に於て、了解がつかぬ。第二回會合では、議院の  
から、意見の一致し、見解が、

コーロト志望が一致せしむ。一致し、此の如くして、その如く放つて、  
司令部の事件に因り、意見は、議院の向するものとす。

マロコト 進申にて、退席。

コーロト 打切議者は、それを作せしむ。銀行協定を、何れも、  
比村 中三封債、議院と、打ち切る。中三封債、議院と、打ち切る。  
の明確な、文利拂、議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。

この如く、中三封債、議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
ルカント 郵便協定に、打ち切る。議院と、打ち切る。

比村 打切の主張者は、銀行協定と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

No.2  
ルカント 郵便協定を、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

比村 金融協定の再建について、司令部の、打ち切る。議院と、打ち切る。  
再建、議院と、打ち切る。

議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

ルカント 議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

比村 議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

比村 議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

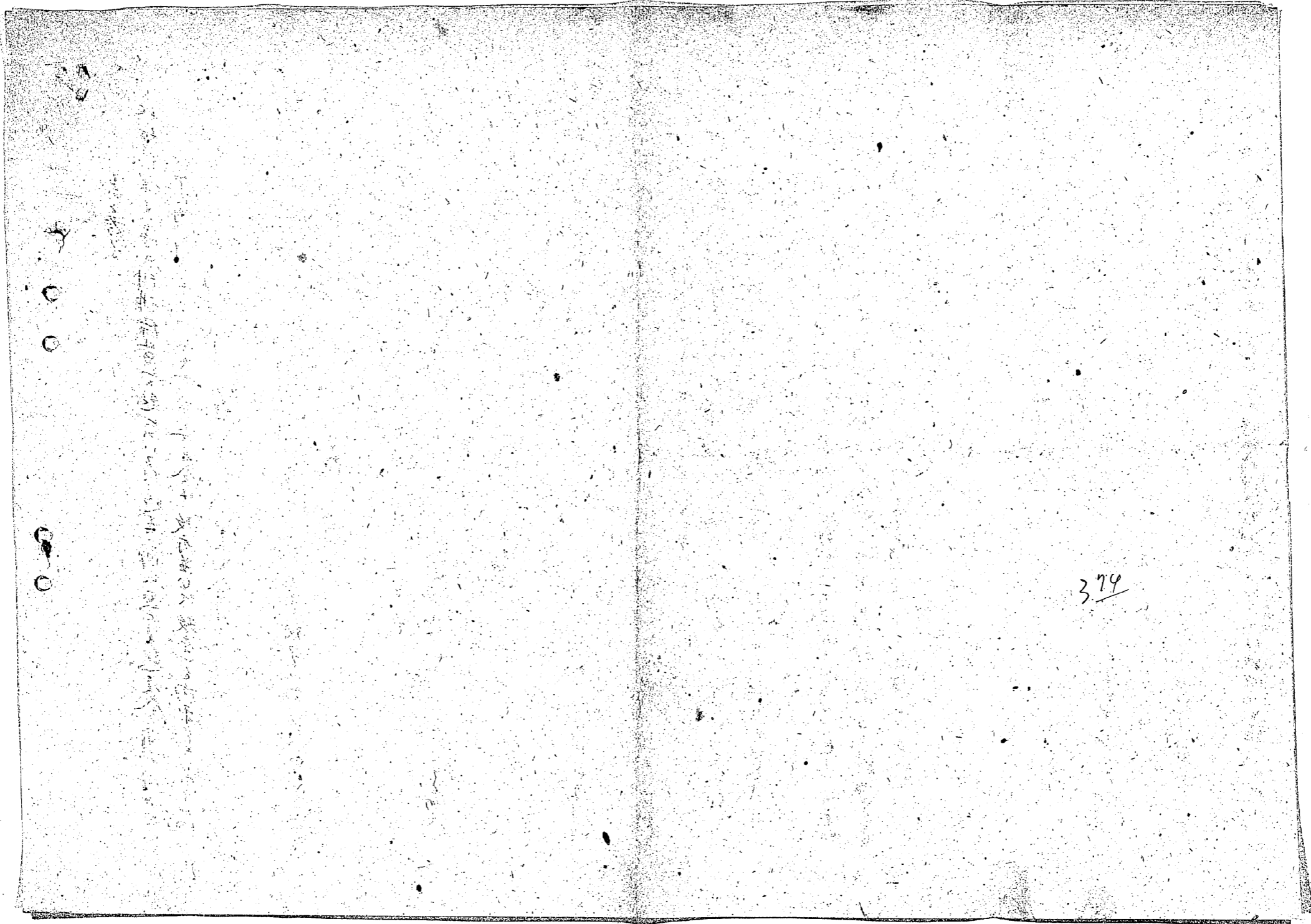
議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

比村 議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

議院と、打ち切る。議院と、打ち切る。  
議院と、打ち切る。

0040

RE'-0007



RE'-0007

0041

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

No. 3

北村

日本の歴史の発展の中心として、又才入官庁の中心官庁と云ふべきである。其の  
が、又インテリゲンチヤの政界を以て、特に其の中心官庁と云ふべきである。其の  
あり、又自ら行政内閣を以て、主けり、其の中心官庁と云ふべきである。其の  
宛者にして、その中心官庁と云ふべきである。

北村

才入官庁は才入官庁を以て、主けり、其の中心官庁と云ふべきである。其の  
あり、又インテリゲンチヤの政界を以て、特に其の中心官庁と云ふべきである。其の  
あり、又自ら行政内閣を以て、主けり、其の中心官庁と云ふべきである。其の  
宛者にして、その中心官庁と云ふべきである。

以上 1948. 4. 7

北村

才入官庁は才入官庁を以て、主けり、其の中心官庁と云ふべきである。其の  
あり、又インテリゲンチヤの政界を以て、特に其の中心官庁と云ふべきである。其の  
あり、又自ら行政内閣を以て、主けり、其の中心官庁と云ふべきである。其の  
宛者にして、その中心官庁と云ふべきである。



外務省

大務省務報告(甲五十五号)昭和廿五年四月十四日

コヘン氏との合見記録 渡辺 渉外部長

マカト少将は米陸軍のノース少将の打合せの爲不在。コヘン氏に司会して是例

相 会見と別々

コヘン氏 北村 渉外部長 渡辺 渉外部長 渉外部 功平事務官

北村 金融審議会内閣府司会部副司会長の意見を早く承知する

ルカウト F.D.の意見は月曜の出来事より早く A.C.D.及び R.D.に照会する

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

ルカウト 銀行は銀行の立場として、復興金融公庫の監査委員は、銀行の立場から

コヘン 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

北村 議院に於て復興金融公庫の監査委員を改選するの意見があるが、左の銀行

0044

RE'-0007

何時段から実施するの未定である。併し急進は決定するからいふべきである。

北村 予算の健全性を維持する為、債務差補填の余りな権限にならぬ。予算案の

コーン その中心については下口から力強い主張がある。併し債務差補填の余りな

北村 同感である。債務差補填の余りな権限を全廃するは、困難である。二水準の二

コーン 隠退は債務差補填の余りな権限の廃止はどうか。

北村 既に草案と待て、高橋君は既に司会部と協議中である。承認である。

コーン 強制的な上は、運送である。その意思がどうか。しかし、その公債の

北村 既に電光石火のうちに、議案はボナー・ブロー（Bona-Brook）でなければなら

北村 将来の研究会は、上はよく、優待の恩恵を受ける。並みならず、その

コーン 再考は何時までか。近頃来るか。と云う事である。

北村 既に地方財政の向して、その経済の六六パーセントを、中央財政に

北村 目下地方財政を、今に於て、この問題を、検討中である。地方国庫に於ては、酒

北村 短年以内で、清算後、その他の対策を、再考する。これは、物価の暴落

北村 金の貸付を、改正した。その希望がある。これは、債権の成立

北村 ト金貸と容易に、地方財政中央金庫を、改正する。但し、地方国庫の印

北村 副大臣として、我部と、印刷された。この様な、考へ方は、問題に

北村 地方財政に於て、中央の監督は、地方国庫の、目録を、確立する。為る。上

北村 争いは、ある。而して、地方国庫は、ある。又、その、研究の、改革

北村 復旧の、案の、案を、使ふ。その、不足を、中央に、要求する。中央の

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、

北村 地方に於て、コミットメントは、例は、ある。一、是れ、中央に、



法廷に上訴するものである。一級は地方官の権限を認め、中絶から退却するの  
 とき、若しくは存在しない  
 コーソ  
 この事件は既述した通りである。例へば、その反復めいた種類の地方官行に於ける排外  
 を促進し、それ以上は却て、地方官行の、自己の収入によつて、自己の支拂と成る  
 らざる。一筆である。  
 決り水素に因り、地方官行の排外と、其の不承を認め、その排外に於ける排外  
 の、この排外は既に詳述し、及して何れか、この排外は、その排外に於ける排外  
 此種、是等の排外は、其の不承を認め、その排外に於ける排外  
 コーソ  
 是等の排外に於ける排外は、其の不承を認め、その排外に於ける排外  
 此種、是等の排外に於ける排外は、其の不承を認め、その排外に於ける排外  
 ルカント、十國札の印刷準備を促すこと、及び、その排外に於ける排外  
 及び、其の排外に於ける排外は、其の不承を認め、その排外に於ける排外  
 又、この排外に於ける排外は、其の不承を認め、その排外に於ける排外  
 此種、是等の排外に於ける排外は、其の不承を認め、その排外に於ける排外

一九四八年五月

大務省外務部(第五十七号) 昭和二十一年五月三十一日

司令官の定例公見記録 後部外務部

出願者 北村清太郎 北村清太郎 北村清太郎 北村清太郎

司令官の定例公見記録 コーヒー マシン 博ルウラントメイトロースリット

ボウマン(市外務省) 又使節團員

後部 今も予昇が五月三十一日迄に成立する為には軍務的は考つて根方方針の

決定は如何し今迄中し得られぬ(予昇物事の根方と決定

予昇) マカト少将の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

北村 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる

予昇 予昇の旨は予昇の旨に同する意を伺はる



RE<sup>9</sup>-0007

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

制止を南の軍に求められたら我々の取り回しで騒ぎ立てた。その  
際日本警察官の世話長官が何等勸告なく、二名のM.P.が到着して  
如何に自身は建物の裏口で脱出するが出来ぬ。その折、自分の威  
に依るはその群衆の形つきより服装等より判断して従軍のこの種の  
群衆に異つて、相多手配の仲、南軍軍者かかひを弄り、而も単なる隊  
てはよく暴徒もいかに心配である。

ルカウストニル等の群衆は其意欲多し金と更なり。その他の官情は詳しき所  
であらうか。

北村 寧ろ、逆は其意欲に金を出して、自分の腹をよけてしほすといふ。逆中へ  
あつたか。

フアン 彼等は勸告を得た後、彼等は後、これ代り、その何卒の建軍もこの  
北村 彼等の主張は、下して破壊的である。建設的の意は一つもない。

フアン この頃は確にマーケットヤ等の仲間に入れたら、  
高松の徴収と同し、派兵隊は既に目標の二三、ハバセトを弄る  
隊の申出、派兵隊はセパセトに、ハバセトの子供の死を述べたが、  
派兵隊は、中井と、中破下のは、その途中に於いて、彼等の改善の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の

No. 2  
北村

北村 寧ろ、逆は其意欲に金を出して、自分の腹をよけてしほすといふ。逆中へ  
あつたか。

フアン 彼等は勸告を得た後、彼等は後、これ代り、その何卒の建軍もこの  
北村 彼等の主張は、下して破壊的である。建設的の意は一つもない。

フアン この頃は確にマーケットヤ等の仲間に入れたら、  
高松の徴収と同し、派兵隊は既に目標の二三、ハバセトを弄る  
隊の申出、派兵隊はセパセトに、ハバセトの子供の死を述べたが、  
派兵隊は、中井と、中破下のは、その途中に於いて、彼等の改善の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の

フアン 彼等は勸告を得た後、彼等は後、これ代り、その何卒の建軍もこの  
北村 彼等の主張は、下して破壊的である。建設的の意は一つもない。

フアン この頃は確にマーケットヤ等の仲間に入れたら、  
高松の徴収と同し、派兵隊は既に目標の二三、ハバセトを弄る  
隊の申出、派兵隊はセパセトに、ハバセトの子供の死を述べたが、  
派兵隊は、中井と、中破下のは、その途中に於いて、彼等の改善の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の  
つて、中井の徴収は、徴収も、徴収も、不測なる為、固執の

フアン 彼等は勸告を得た後、彼等は後、これ代り、その何卒の建軍もこの  
北村 彼等の主張は、下して破壊的である。建設的の意は一つもない。

とあるが、此の正接接より、逆接の接接は、預り、

比打 従務行政の刷新については、従務者及び従務者の諸隊、若しくは行政

とあるが、大に自由である。

コリン 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

比打 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

好むものあり、地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

すものあり、地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

比打 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

比打 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

比打 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

比打 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

比打 地方行政の刷新は、去年中何れか行なわれ、

以上 一九四〇年



相

本縣在任時 櫻井 甲五八子 櫻井 四月廿七日

キレン言切深長と云々 陸軍省令 陸軍省令 陸軍省令

中野則 西尾 杉田 北村 藤田 小川 佐々木 宮尾 志保 加藤 芳野 菅野 地

内閣官房長官

現政府の目的は (一) 斯る政令に於ては (二) 改定 (三) 改定

官廳事務の内の在職肉體につき 若年の若年の問題 (四) 改定

降し之の交渉以来 未詳使事のため 滞りたる政府の強硬な態度より 以上

三つに於て 冬大臣の外 外務省の意見は 閣議のうちに在る

西尾代は 二九二角後の改定に ついて 本政府より 何等の委員会

改定あり 意図あり 殊に 物議改定に 伴う改定 改定あり (一) 改定

他の交渉以来の未詳使事の問題に ついては 政府の意見は 閣議のうちに在る

此令則は (一) 今 櫻井 櫻井 (二) 既 櫻井 (三) 櫻井

(三) ストコトの中 櫻井 櫻井 (四) 櫻井の改定を 櫻井の改定あり

わけを 櫻井 櫻井 (五) 櫻井の改定を 櫻井の改定あり

よまを 櫻井の改定を 櫻井の改定あり

三つに於て 櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

櫻井の改定を 櫻井の改定あり

RE'0007

0049

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



これは神代は首切大臣の方角には疑成り、此の神代は之れは世の爲に  
 神代は其意を以てなり、主守権を掌握せしむる懐があるとの意見あり、キレン  
 氏は一二子許を度止する様にならざるや、と答へ、西尾右輔大臣し之れ行々  
 加つて、片山内閣當時の事起の方向は是れとあり、片山は室の移り方いと違ふ  
 キレン氏は、この事起と密接し、(一)スエ中の政体不拂、(二)信濃、延保、成岡、(三)專  
 継者争起、(四)新協約不成立の場合は此協約の無制限効力を行脱する事、改定  
 の制約、(五)の今後の主要点あり、これを室のするは国民多数の支持を得る  
 事である、(六)は、此は、附帯及首切政策と考へるべきことと述べ、(七)は  
 最後、キレン氏、各大臣に  
 (一)各者、各府管下の首切各々の間の首切協約の要改定、(二)改訂協約の改訂  
 かつ、(三)協約の改訂案の要改定とその都合、随處に下り、要改定ありん

以上  
 一九四八年八月

RE'-0007





大藏省外務部 (平五五号) 昭和四年四月廿八日

マーケット予將との定例合意記録 海軍省外務部

相違

目下予將の物産上の根本問題の物産健全水準に就いてあるべき地。

北村 目下予將の物産上の根本問題の物産健全水準に就いてあるべき地。

次合意の上の事。 一つは司令官の責任。 二つは予將の責任。

三つは予將の責任。 四つは予將の責任。

五つは予將の責任。 六つは予將の責任。

北村 マーケットの存続下で予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

北村 マーケットの物産健全問題は予將の責任である。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。

予將の責任は司令官の承認を受けるべきものである。





B 0

file

大蔵省外務報(第六〇號) 昭和二十三年五月五日  
フイン博士等の會談記録 渡邊 渉外部長記  
北村藏相とマクドナルド少将との定例會談はマクドナルド少将所用のフイン博士  
代りに主催した

理

出席者 日本側 北村藏相 荒木政務次官 渡邊 渉外部長  
柏不事務官

司令部側 フイン博士 ルカウント氏 リート氏 コエノ氏等  
辟頭 フイン博士より日本側に於ける物價及び資金に關する論議の現状に  
付て質問あり 藏相より簡單に説明した所 同博士は次の五項目を挙げて  
豫算編成に於ける原則に従ふ様要請せられた

- 一 一般会計予算は過度の均衡を保つ事 (1) 是は Draper Mission の  
案案によりて更に一層強調せられた事なるに General McArthur の  
Washington に対する 100% Commitment による關係がある
- 二 收支の是積は是れに於て此の地産物 (localities) などの見掛けはなぬ  
(日本側は従来として此の收入と過大に支出と過大に見積り傾向がある)
- 三 政府の基本的機能と案として必要経費の支出は此を認めざる必要を  
する経費は計上せぬ
- 四 税と百パーセント徴収する
- 五 勤労階級の最低生活と確保する

北村 租税に就ては此れ以上余り多きと期待出来ない 各地に於いては  
及対の是積の起るべき

フイン アイワラの納税者の負担に於いて日本後物を行ふ以上 日本納税者  
の負担を軽くするわけにはない

北村 四月廿五日現在の報告に依りて租税収入は百パーセント 超過した  
司令部の効力を感謝する 尚 従務員に對する報償用のアメリカ  
タハコノ放去とこの保水地せられぬ  
リート 目下手続中である

北村 政府支出の半量不的支出とを徹せられたものについてはその財源を考ふ  
際は一統の支出は区別して考へてよいのではあるまいか

RE'-0007

0054

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

個人的意見であるが、資本の支出であること、通常毎子繰返して行けば、

持分とは、これを一般的支出と同様考へるべきである。惟、故に一方他方の起るぬれを別々の資本的支出に計上して特別に考へる余地があるか、これは

北村 現在迄の所、物価も、あまりして、この際、一考は物価の計上して行か

なく、此を別の物価改訂と出来得る限り、物改訂に引い、今後改訂されたの後の改訂したとて、在格の未定処正とて、(1)もの考へられ、(2)何かの

北村 司会部側の考へは、この第一般の物改訂を以て、必ずしも計上して行か、

北村 考へるべき

北村 先程北村氏は、繰上進出を三進に引算して、(1)の引上は、(2)の引上は、同

北村 外である

北村 現行高税率は、繰上進出中である、

北村 取引高税率は、繰上進出中である、(1)の引上は、(2)の引上は、(3)の引上は、(4)の引上は、

北村 考へる

北村 物価の価格文では、(1)何等の法律の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 内題と研究は、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 是念として、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 凍結したとて、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 係了る、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 別の目的の適用は、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 放去する、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 軍の公定の別種行上、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 何等の権利を、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 何等の個人を、(1)何等の措置が、(2)何等の措置が、(3)何等の措置が、(4)何等の措置が、

北村 全訳業後比つて運入は司令部が指手と致す方  
リト 午運開( )

1  
2  
3  
4  
5

1  
2  
3  
4  
5

RE'-0007

0056

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

教育省事務報告(昭和二十一年) 昭和二十一年五月十一日  
経済関係経費合算に於ける  
ファイナンスの整理等  
後述の如く

五月十一日 ファイン博士へ 経済関係経費合算に出席 当面の物価経費  
及び平年の問題として大要次の如き意見を述べた  
日本側は 戸部経理 西尾副経理 北野経理 室橋専務長官 尾木地  
蔵官長官 加藤官理 高文遊相 岡田運輸相 水原商相 水江省  
の如く  
布した

一平年物価上の五原則

- 一 一般會計平年をバランスとする
- 二 物入才出の見積りよりリスティングにする
- 三 勤労者の現在在在の生活水準維持
- 四 緊要なる政府活動に必要なる経費・限り支本を認めず
- 五 百パーセント租税を徴収する

(以) 二年并じ積りに関する司令部の意見

日本政府の提議は、予并案に於けるその見積りに次の疑念をもち、  
兵部省説明がある

一 勤労者一人当り所得税額を二十円とし、計算しては、  
の資料に依れば、九月と九月とを以て、此の九月と基礎とすれば、  
一 所得税の見積りは、百五十億円と過大なる(此は物価相より、この間は  
大務省 安東而當り官官の行合を不備に著しくし、過大に調整するに  
説明がある)

二 右の他税収入の一日総額過大である  
三 更に又申す所得税の見積りが八十億乃至九十億と過大である 以上の合計  
三百三十億乃至三百五十億の収入の見積りが過大に思われる故である  
四 才出面に就ては物価の低上り、七十パーセントを前提として、物件を五十  
パーセントから引上げては、この高を引落しを考へ、才出は、百四十億と  
控へ、七億と控へ、即ち、日本側提議の才出税額、三千七百四十億は  
三千九百億にはなる、此は物価相より物価低上り、七十パーセントは、公定低上

の引上げであるが、物件費は自由市場に於いて購入すべきものと考えられ  
 その分は必ずしも公定価格引上げ後の引上げ額と考へられ、(一)六十  
 と五十パーセント以上の引上げの理由であった。  
 出入差は残りも才去過や見積りの合計は約五百億に達し、バランスは  
 とれて居らぬものなる。  
 へ特別会計の赤字は通算会計及び貸付会計と合算すれば一千四百八十億円の赤字  
 と考へられ。  
 三、健全な安定処置  
 最近の傾向として、健全の品物の価格の昂騰に先立って抑へられて居る。従つて  
 インフレ対策として健全に計する何等かの処置が、必要である。右目録を以て過去  
 二ヶ半に亘る期間を以て引上げられ、心算も健全な健全の向上を見る。  
 然るに、健全な健全の確保は、物価の供給の公平である事を以て、これ等は  
 間に拘り、右目録の引上げ、先立、準備は、インフレと促進すべきである。資料  
 食料、燃料、資源、輸入、内閣各部は努力をして、其の自給率の向上を計し、  
 輸入の削減が、価格を低く保ち、ストックを貯蓄し、米穀は、米穀に於いて、  
 かり、米穀は、インフレに先立ち、インフレの抑制は、米穀の増産であり、  
 インフレを抑制し、健全の促進である。インフレの抑制は、米穀の増産であり、  
 必要である。健全の安定処置は、中でも困難な問題である。併し、乍ら  
 非正常な状態であり、非常事態に於いて非常の処置を必要とする。政府の司命部  
 員は、その非常の非常を以て、物価、健全に於いて、健全に健全に健全に  
 分府の世れあり、政府が主張する、三千七百兆円の内、八百兆円は計算上、  
 必要なものとして、健全に健全に健全に健全に健全に健全に健全に健全に  
 六千二百兆円、取つて、健全に健全に健全に健全に健全に健全に健全に健全に  
 司命部の健全な安定処置は、健全に健全に健全に健全に健全に健全に健全に健全に  
 の有る健全な非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の  
 為には、非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の  
 健全な健全な健全な健全な健全な健全な健全な健全な健全な健全な健全な健全に  
 と云ふのは、必ずしも健全な非常の非常の非常の非常の非常の非常の非常の  
 考案と云ひ及ぶべきである。この点に於いて、政府の或るべき下である。  
 これに於いて、北朝鮮の朝鮮半島の個人に或る種の利益があるが、受ける

更めて司令部の意見と申入するにあらむ  
四、ドレーパー氏の印象

ドレーパー氏の参考を為すドレーパー氏は陸軍部事務局長の一般論を述べた  
日本軍の自力に依る経済政策の旨の記述の意は供條件がある  
一、一般論として日本の経済が極めて大抵である。その内容は外に詳述する  
印象から云うに量産せよとある

八、龍崎ルットと確たる交渉を遂行する。財界である

二、龍崎の完全な敗北は必らずである

此を要するに日本側の回復の供本の定途は不明である。龍崎の意は未だ是れを認めない  
龍崎の意向は日本政府の経済政策に對する態度は未だ是れを認めない

五、以上ドレーパー氏の第一意の意の簡潔である。次大臣との面談は二三の  
言葉である。その結果判断した事は次の如くである

一、六月龍崎は五月十五日に司令部に去る。龍崎は計り計りである

二、龍崎は去る前に龍崎は司令部に去る。龍崎は計り計りである

八

八、公使の日記に「司令部の研究中である」  
二、龍崎の公使の日記に「司令部の研究中である」  
三、龍崎の公使の日記に「司令部の研究中である」

以下

一九四八年五月十二

37

外務省 大蔵省 逓信省 陸軍省 海軍省 文部省 農商務省 司法省 内務省 各省 定例会 記録 五月二十二日 渡辺 渉 外務省 記

マニラに於ける将領中の一為 本五月十二日の定例会はライオン大佐を依り  
下は好む所

日守 則 北村 義邦 渡辺 渉 外務省 海軍省 文部省 農商務省 司法省 内務省

ライオン大佐 Ryden. Fawcett. Colman. Belmont. Radl. Maginnell

ライオン大佐 物価及び予算に關する議会の報告に付してはライオン大佐を中心  
として別途議定せられたるものなりと云ふ

北村 六月に於ける予算中 公定予算を以て 三十億圓とす 予算の削減  
せられたる後佐と認められたる

ライオン 税定予算は新税予算を計上し 公定予算の削減に依り 予算  
著しき減り 予算予算を計上し 予算の削減に依り 予算

北村 税定予算と公定予算の差を以て 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

(1) 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

北村 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

ライオン 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

北村 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算の削減に依り 予算  
計上されたる

RE'-0007

0050



RE'-0007

0051

ルウシト 目下要綱の復足アモトトクニセテ  
 初等以下カカ  
 ライター 作付改定ニモ手更ニ  
 ルウシト 二進改定ニ目録等ニカカ  
 地お 今改定ニ限リモカカ  
 以上  
 一九四八、五、十二

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大藏省

渉外特報(オ六十三号)

昭和二十三年五月十二日

大藏大臣、フライン博士会見記録要旨

渡辺 渉外部長

貸銀安定問題に関する件

一先づフライン博士より聴取せる本件に関する司令部側の構想左の通り

(一) 貸銀安定の方策の動機は、労働者側、企業家側及び公共代表の三者が一緒になつて、自発的に実質賃銀の向上を図るための措置を講じ度いというに在る。その方法としては国会において公的に討議決定されることを望ましいが、内閣がインステイグメントして行つてもよろしく、運び方の如何は問はず

(二) その構想として、貸銀安定委員会(労、企、公三者参加)を組織する。委員会の任務は、

(イ) 貸銀に関する総合的方針を立案してこれが実行上必要なる事務組織をつくり立案に係る諸計画実施の効果を確認する

(ロ) 賃銀と価格との関係を常に現状におく如くする(遂に表現すれば、現在の実質賃銀水準を維持することを旨とするのであつて、賃銀の上昇を考へるのではない)

(ハ) 価格改訂を繰込んだ新賃銀水準(Price)を作成公表する

(A) 重要産業(石炭、電力、金属工業)の賃銀は、右の枠を超過せざるやう釘付け(Pegge)する

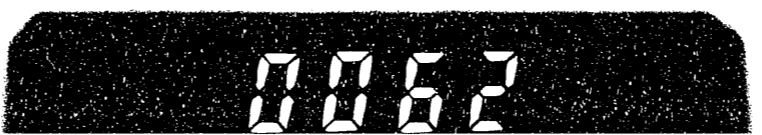
(B) その他の産業については、従来の賃銀差を維持する。しかし団体交渉はこの枠の範囲内で認められる(例へば賃銀差を狭めるための団体交渉は可)尚賃銀以外の事項に関する団体交渉権を何等阻害するものではない

(二) 生産が一定水準を超過した場合においては、これに対し報奨的賃銀を與える

三、以上司令部側構想を述べた後、フライン博士より北村大藏大臣のこれに対する個人的意見が述べられた。その応答要旨左の通り

北村、実質賃銀を維持することを所望なり

フライン、委員会が生活水準を監視し、これが低下せざるやう看視する権能を有する。従つて実質賃銀が低下すると認められた場合に、上述の枠を改訂することを亦委員会の一件務である



北村 貸銀の実質的裏付けがどこ迄出来るかを考へねばならぬ  
マイン 約束は出来ないが、数億円の対日援助が考えられることも亦事實である。  
然し、急速に生活程度が向上するとの見通をもつことは危険である  
北村 かくる措置を機として、共産党が積極的攻勢に出る可能性がある。その対策が  
必要である  
マイン 共産党の批判を慎むる要はない  
北村 貸銀統制を行つ以上、配当の統制を行つ要否を  
マイン 日本が配当を行つてゐる例は余り聴かぬではないか  
北村 理論上の問題としては如何  
マイン それは何に問題か (と述べて返答を躊躇す)

以上

RE<sup>9</sup>-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大蔵省簿籍持続(第六十五號)昭和五年五月十九日

マカト 將との定例会見記録 渡邊 渉外部長記

日審 北村 渡邊 渉外部長 渉外部 榎本 事務官

司令部 渡邊 渉外部長 マカト 博士 マカト 渉外部長 マカト 博士

北村 六月分暫定算出目下議案に於て審議中であるが、年内算出は司令部に提出してのより至急御審議を願ひ度い。出来得れば今月末又は来月夜に御返事を願ひ度い。

マカト

マカト 出来得る限り司令部の意見の中核を申す事とする。

(マカトより 鉄道会計に關するC.T.Sの意見及び日審制政府の提案に就いて説明したのに対して)

マカト 鉄道投資勘定の赤字は値上によるマカトの持つてあるが、同様のものが結果物価に及ぶ影響を考慮に入れねばならぬ。従って値上の比率を減らして留め、その残りは企業の合理化に供し、高不足のものは一般会計から採入するべきものとする。

北村 投資勘定の赤字と一般会計の負担する事は原則的には適當であるが、従って会計の独立算制度と連動に確立する為には企業の合理化と必要とし、企業の合理化と促進する為には一般会計の負担種と理める事は、企業自身の責任を重んじてのより必要とする。

マカト 企業の合理化は若し行われれば、一般会計を決定した代償下をい、それがあるが、何れに於て独立算が、出来得る限り、一般会計の採入をい、それは又日審から採入に於てある。

北村 合理化はそれ程、何れか、又自らとして一挙に全り大なる資金、引上を行わねば、外資採入を、他は、経済の安定が、齊くされる時と後、マカトの考へる。

マカト 経済安定した時の資金と又引上げれば、それが又安定と前同原因なる、自身は、この際相当の切った措置をとるべき、是の後は不安定要素と残るの採りて、この際、良いの考へる。

北村 軍事公債利拂停止の問題に就いては、日審の採り、各例案に依って一年間の利拂を延期するべき、マカト この処置は信用と破壊し、経済的に思はれる程の、駁斥、マカトの考へる。

RE'-0007

0064

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

と聞か もつと前記の通りではないか  
有る意を以て 但し政府の政治的義務せよを得るべきは  
かういふ状態に於て 齎されたかもしんは 弊害を出来ど又少くも  
ともしも 政府の切かしたる 尚国債を保有する銀行の蒙る損失は  
処置するべしである

北村 日銀から融資する考あり  
マウツト それは控へ 紙幣の印刷して種撒くべきなる  
へきではないか

北村 債票をいじくるから これにうて 御察議願ひ度い  
高金融機關に對す

柴田 昨年の適用の問題は如何なるか  
マウツト 昨年の適用はルカウトとの間に現金を以てするありか  
又はそれ以前に議論を中絶せしむべきである

以上  
一九四八 五 二〇

RE'-0007



大蔵省渉外特報(中六十五号)昭和三年五月廿六日

マケット少将の定例会見記録 渡邊 渉外部長記

廿三年度予算の編成に就いては、累次に亘り司令部との交渉を繰り返した。五月廿五日夜の閣議に於いて審議した。越に若く日本側の意見と司令部の意見とを為す。青島とマケット少将との定例会見に北村藏相の他、栗栖安本長官及び吉米地官房長官が出席し、大要次の如き討議を行つた。

出席者 日本側 北村藏相 栗栖安本長官 吉米地官房長官 渡邊 大蔵省 渉外部長 勝部安本官房次長 佐多安本財政金融局長 大蔵省 渉外部長 粕下 官房長官 (順序不同)

司令部側 マケット少将 マイン博士 コーエン リート マルバートの議

北村 廿三年度予算算出就ては、過日米司令部の意向を参考し、案と練り、若くは昨夜大伴の結論に到達したので、本日此と持参し、此次中である(二十三年の同意に就いて説明)

マケット 地方分金が増加した理由は何か。自分は地方自治に賛成ではあるが、中央政府としては地方先機関と整理するは、それ又中央の負担が軽減されるべきである。地方は自身の枚の範囲内で、進めようとするべきである。考へ

北村 地方財政委員会との内は、於て種々折衝を宣いた結果、この程度で妥協案に到達したものである。

吉米地 地方負担の増外の主要理由は、警察及び教育費の増大である。これは警察と地方の両方から、以上地方に於いては、或程度は財源と云わなければならない。

マケット 行政整理に就いて二つの復案がある。中一は何時実行するか。中二は採めぬ人々の面倒を如何にしようか。

北村 実行に直ぐ着手するが、實際に減員が行はれるのは三、四月後だからである。又退職者に対する追加の退職金を支給する考へあり、二十億と云ふ数字はこれ等の事を考慮に入れ上る数字である。

マケット 船舶運賃委員の前例と見ると、整理の爲の俸給の節約が一七〇万円で済んだら、却して退職金の二七〇〇万内必要である。この事である。自分は合理化に於いては、異議はない。政府がその処置を採られ、事は宜い。但し、是れは、大伴の計出の説明書と貴い度い。尚又退職者に対する取消処置について考へておられるか。

北村 是れは、大伴の計出の説明書と貴い度い。尚又退職者に対する取消処置について考へておられるか。

RE'-0007

0066

次に短草の正上は結構であるが、新生が賣れかねる経験しあるから充分注意  
すべしである

北村 同意である。尚、この際、煙草の日本の財源として、如何なるものがあるか、約する  
耕作及別を以て以上増やせぬ關係から、米葉の輸入と是非を決定したる  
こと、自ら政府専売を以て能率的なる事を希望す。米葉の輸入の問題は、  
（以下）

北村 政府は増税その他の処置を以て、穴を埋めたいとしても、米葉をバランズする為には、  
五〇億の不足がある。これを次の三方法の中で、如何なるに依り、補填するかの考へる、  
一 輸入税密による面は計り得ず、一三〇億  
二 貿易倉計所属物資の国内放出、一五〇億  
三 専売の増収、キャンデーの売却計、一五〇億

北村 糖密は何処か入れば、米葉で輸入する事は認められぬ。併し例の如く此島と云ふ  
ハーター (Barker) で輸入する事は、米葉の輸入に代り得るものか、兎に何れにせよ、  
又キャンデーも米葉代替として輸入する砂糖を、作らざるは米葉を以て、又この為米葉  
を以て砂糖と輸入する事は、糖密の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
日本の米葉をバランズする事は、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 この案は、國會議員は、或は米葉の一部、國産の米葉であるが、  
この案は、米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 食糧管理特別会計の価格を左の如くは、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

北村 米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、  
米葉の輸入に代り得るものか、米葉の輸入に代り得るものか、

RE'-0007

0067

手記

藏省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日

蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日  
蔵省渉外特報(第六十六號) 昭和三十五年五月七日





41  
松本

田中  
野島  
石田

次長  
長友

大蔵省渉外符報(第六十七号) 昭和二十三年六月一日  
ヤング、ミツシヨンの会談記録

石田渉外部次長記

日本側 北村蔵相、野田次官、渡辺渉外部長、伊原理財局長、石野爲替第三課長、石田渉外部次長、柏木事務官等  
ミツシヨン ヤング氏、マクダミアッド氏及びリト氏

ヤング 本日はおいで載いて誠に有難い。  
日本経済の安定に付てどう考えられるか。  
具体案をもつて居られるか。

北村 インフレを克服するには先づ財政の均衡を図ることが大切である。生産を増加する爲には外資の導入を切望する。われわれとしては労働不安を解決すると共に外債を確実に支拂うこととし導引された外資の安全確保及利潤性を確保し外國の信頼を得て外資導入を促進したい。米國が対日援助の方向に進んで居られ

ヤング することは感謝に堪えぬが之について、お話を伺えれば幸である。御承知の如く、歐洲十六ヶ國の復興計画においても各國の自助(セルフ・ヘルプ)ということを根幹としている。總理にも申し上げたが、米國民が物を判断する場合に、各國が自分の能力で復興し安堵を図らうとして居るかどうかと云うことに、強く影響される。

北村 勿論、日本として出来る限りのことはあらゆる努力を盡つてやつて居るのであつて、決して他力本願のみではなぬ。  
通貨の安定に付て如何なる方策を有せられるか。

北村 種々の方策を以て通貨の増量の抑制に努めているが、現在は一應増加がとまつて、通貨発行増加のカーブと、闇物價指數のカーブが平行するようになつた。産業資金の需要は強いが供給が抑えられているので相当窮乏である。財政によるインフレーション

RE'-0007

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

は特に警戒し、財政の均衡に努力している。労働者の生活費の七割五分は闇を買っているため、之が買金斗争を刺戟し、爲に物價を吊上げ、買金と物價昂騰の悪循環を來している。食糧事情がよくなり配給ルートの乗るようになれば、この悪循環を破ることが出来る。

マクミヤット 闇市場に入る食糧を正常配給ルートに乗せる必要があるが、のために價格引上をやつて公定價格を改訂しては如何。

北村 配給統制、價格調整金の支出、價格の引上等種々と努力しているが、もつと食糧の輸入増加が必要である。最近法規を以てストックの調査をやり、又金融面からもストックの爲の資金は引締めているが、今度の價格引上を見越してもいるので、價格改訂がすめば、上述の法規の力と、金融關係から、もつと物が出廻つて來ると思う。

ヤング インフレ抑制はいつ頃効果を齎すものと考えられるか。

北村 新米の生産が悪くなければ秋頃に食糧が増産出來、その頃は安定期になると思う。

マクミヤット 信用統制をやつて、買需や投機の爲資金が流れぬ様にする必要があるのではないか。

北村 信用統制はやつている。従つて正当なる金融機関の融資はうまく統制されている。然し中國人、台湾人等の闇金融には手が及ばないが、之は最近漸減しているようである。

マクミヤット 農民からもつと税をとり得るのではないか。

北村 今の所得階級中では余裕があると見られるが、之は相対的にさうなのであつて、絶対的に生活に余裕があるわけではない。肥料がもつと増産されればもつととれると思ふが、現状では余り多くを期待出来ない。

ヤング 所得税、法人税等はどうか。

北村 露村物産があつて、実質買金が確保出來れば、もつととれる

RE<sup>9</sup>-0007



と思ふ。

ヤング 徴税方法を改善してもつととれないか。

北村 徴税技術をうまくすれば、多少はふえるが、全体的に見て限度に達してゐるので、多くは期待出来ぬ。尚、共産党の指導による反税運動などもあつて、努力はしてゐるが、困難が多い。  
(大臣退席)

渡辺 外資資金の状況に付てわれわれに出来得る限り知らせて頂き度い。

マダガスカル 司令部の問題であるが、日本側が報告されてゐないといふのは

野田 日本に民間外資が入ること付ての見透しはどうか。米國の

者はどう考へてゐるか。

アソト 普通の業者は、安定後でなければ来ない。従前専業をやつてゐたものは、復旧又は再開の爲に來るのであらう。通貨價值が不安

定では商賣はやれないので結局インフレ抑制の問題と関連がある。

渡辺 日本は民間外資といふ形よりも先に政府資金の形で入つて來るといふ意味か。

リール 安定といふことが何よりも大切である。

ヤング 民間業者としては、貨幣價值の下落がなるといふ安定感を望むなければ入つて來ない。インフレの進行を抑制する必要があるのであつて、之は日本側にも先づやつて貰はねばならぬ。

野田 日本側だけでは仲々難しい。

ヤング 米國においても、物資は不足して居り、我負擔は重いが、懸命になつて、廣汎な方を講じてゐる。これは自分の個人的な考へであるが如何なる事象であつても統制する措置をえられれば輸出出来ぬことはない。

渡辺 日本の現状に於いては行政能力にも限界があり政治力も限られてゐるので或る程度までしか行かぬ。

キング

紙幣を印刷しても物を創り出すことにはならぬ。お話の点々分るがやらうと思えば出来ることだ。行政能率が悪ければ人を取り代えからよい。政府は平先して國民に自己犠牲を要求しそれが生存の爲に國民が負うべき責任であることを示しからう。過去において日本の産業が能率的であることには米國も敬慕を表してゐたのであるが今や日本がその能率性を發揮せんことを期待してゐる。その方法としては、國を排除し金融を引きしめ就をとることだ。それが即ち民主的な方法である。經濟状態は如何よりもあれ精神一到何事不成らざらんである。

野田

戦前と戦後とを比較すると戦前に動いてゐた汽車が止まつてしまつたようなものである。生産と消費の均衡が破壊されてしまつてゐるので外部から力を與えなければとても汽車は動き出せない。

リ

設例するならば例えはこわれた自動車の如きものでバラバラになつてゐるのを組立てればガソリンを持つて来てやらうと云ふことになる。それが自助である。

野田

清性になくなつたものには清性を持たすよりにすることが問題なのである。

キング

生産意欲を向上させてそれを利用して復興を持つて行くべきでその方式は日本國民が考へてやるべきことで、米國民の仕事ではない。

野田

生産意欲を刺激することは我々も考へてゐる。

伊原

資金安定、配給の確保、價格水準の維持等の総合施策により二割五分の公債配給を三割位までに向上させ幸い本年の作物好況と相俟つて經濟の轉機期がこの秋から冬にかけて来るものと思ふ。丁度日本經濟は幸し極んだ風船のようなもので公正なる配給の確立と、生産の増加と更に食糧資材の輸入によりそのくほみをまくらませたい。

ヤング 自分達の使命は、日本経済の全貌を調査し、意見を提出することだ  
あるので、司令部や政府の政策にも影響を及ぼすことになる。調査  
等々よく調査研究した後、政策を定めるが、その調査は自明の方針  
に則つて立案する。  
いふれまたよくも調査する機会を得たいと思ふ。

RE'-0007

0073

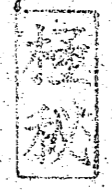
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大蔵省渉外特報 (六八号)

マーカー少將との定例会見記録 昭和二十三年六月二日

出席者 日本側 北村蔵相 野溝國務相 (途中から出席) 渡辺渉外部長記

渡辺渉外部長、渉外部柏木事務官、萩田 (途中) (地方財政委員会)

司令部側 マーカー少将 フライング エンジン メイナード ルカウント リード

北村 二十三年度予算大綱を議院に提出したけれども、野党側の反対に依つて、まだ閣議を開始するに到つておらぬ。

マーカー 正式の予算は何時提出の見込であるか。自分の聞いた所では予算中の相当部分 (その他) という項目で一括されており、こんな事は予算の審議が出来ぬという話であるがどうか。

渡辺 正式予算案は八日提出の予定である。(その他)の内訳についても、政府は議院に対し説明の用意がある。唯細目に亘つての印刷した正式書類は、印刷その他の都合で今直ちに提出出来ないのである。

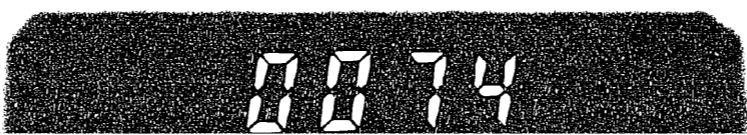
マーカー すると野党の反対は、反対の爲の反対の様に思われる。時に大臣は本予算の執行に依つて通貨の増発を来さない様な感算があるか。

北村 物價改訂の結果或程度通貨量が増加する事は止むをえないと思つたが、これをその必要を越えて通貨量が増えぬ様に徴税及び信用統制を強化する考えである。

マーカー 特に復金の信用供與を統制する必要はある。又あらゆる必要を資金吸収手段を講ずべきである。

リード 本予算に關して三つの問題がある。  
(1) 所得税減税法案取引高税その他の増税法案等は予算と共に総合対策の一環をなすものであつて、議院がこの中の減税措置だけを認めて、増税処置を拒否する事になれば、予算の均衡を失う事になる。

すべて歳入の削減歳出の増加は代り財源を見出した後でなければ認められぬ。



(2) 通信会計の赤字は四〇億という計算であつたが、通稱省の説明に依れば五五億と言ひ、その間に矛盾がある。

(3) 政府は物價改訂による経費の増加を一括して予備金として計上して居るが、この様を遣り方では各省がその予備金を取り合ふ事に依り、各省の予備金は三十九一円を見込んでおき、各省の赤字は危険が少くない。

北村 第一点については全く同感である。これに関連して歳入が左いのに歳出が行われる事を出來得る限り避けるため、所得税の月割り制度等も考慮してある。第二点の通信会計の様な問題は鉄道令計にもあるが、鉄道では例えば座席券の発売、通信では電話の増設の促進等によつて収入の増加を計劃してある。

マーカス 今後の増収を認る事は結構であるが、これ等の増収は將來の安全性を見る爲に予備金としておいた方がよきはなにか。

渡辺 通信会計の十五億円の不足金は予備金との調整等に依つて処理出來るかとも考えられるから、更にリードと研究をしたい。尚リードの述べた第三点については理論上は各項目について物價改訂の影響を反映させる事が正しいと思うけれども、技術的に各々五〇〇〇に亘る項目について一々計算をやりなほすとすると、この爲に予算案の議會提出が十日位おくれる事になるのである。これは政治的に殆んど不可能である。

マーカス 技術的な不可能上を要求するつもりはないが、歳出が政府の計画を遂行する丈の充分な見積りになつておる事どうかという事が問題である。先般の予算案についてオールドマン(マ元師)は日本政府の案にあまりに妥協しすぎたのではないかという事を恐れている。我々はアメリカ議會に対して対日救助費の増加を要求するのに苦心

後贈してあるが、その際日本が予算を

實質的にバランスさせてをるといふ事が充分証明されないと我々の立場は非常に困難となる。ドレイパー氏の如き専門家がみれば予算が眞にバランスしてゐるかどうかすぐ分るから、これをどうか予算は出来ない。大臣がこの予算案を編成されるについて、大きな苦心を拂はれたるについては、自分としてこれを了承するし、又敬意を拂うのであるが、リード氏の言よりな矛盾が若しこの予算案の中にあるならば、これは議会提出前に調整されなければならぬ。

北村 証券取引法が既に施行されたし、又取引所の突状からみて、正式の取引所再開が速かに行はれるより希望する。

マーケット 文書をもつて提出されたい。

カウンタ 既に我々の手紙返書類が来て居るから、出来得る限り早く回答をする事にしよう。

北村 金融立法を促進されたい又金融機関の集中排除適用問題もすみやかに事態を明瞭にせられたい。

マーケット 金融立法は何分にも根本なものであり時間がかかつてをるが、急ぐ事にしよう。又集中排除法の金融機関指定の問題は近く結論を示すつもりである。

これより野澤國務相参加

北村 地方財政に關して入場税を中央から地方に移譲する方針を、野澤氏と自分の連署で文書を出してあるから御考慮願ひ度い。リード 政府の提案は入場税が消つた丈地方分與税を減らさうといふのであるから、予算のバランスには影響はないが、現在迄の如く地方國体が徴税出来るかどうかにつき疑問がある。

マーケット 地方國体の 財政の事も大切であるが、中央の財政を無視す



する事は出来ぬ。総合的に考えられる可きである。地方に移譲  
した結果税収が減つたならばどうなるか。  
地方は自分の税となれば熱心に徴税するものと考えられ。地  
方に移譲した爲に税収が減る事はないと考える。  
地方の税を地方がとることは原則としてよいが、この爲に不  
足を生じて中央に尻をもちこんではならない。その欠陥は地  
方自体で処置すべきである。この問題に付ては多分明日中に  
返事をするにしよう。

以上

RE<sup>9</sup>-0007

0077

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

極秘

37

大蔵省渉外特報 (第六十九號) 昭和二十三年六月二日

昭和三十二年度本予算編成に關する経緯概要

渡邊 渉外部長記

昭和三十二年度予算の編成に就いては、その前提となるべき物價・賃金等  
に關する根本方針が、日本側に於ても又司令部側、於ても容易に決定  
なかつた爲、少くも手間として四月、五月及び六月は何れも暫定予算  
を編成して一時糊塗せざるを得なかつたのである。

司令部内部に於ける物價・賃金及び予算に關する根本方針の討議は、四月下旬  
から漸く具体的に成つた模様であるが、容易に結論には到達する事はなく、唯今回の  
物價改訂が一般的物價改訂であり、昨年七月に行はれた物價改訂の補正以上のもの  
であるとの云々のが、司令部としては一貫した考へ方であつた。これに反して日本政府に於いて  
は、今回の改訂は一般的改訂ではなくして、部分的調整である考へ方が強かつた。又  
司令部に於いては、昨年七月の物價改訂が賃金の面から崩れたので、この点に關し  
て何等の安定措置と考へ中の模様であつた。

四月二十八日、定例会見に於いて、マートレット少将は、予算編成の基礎となるべき  
物價問題に關する司令部の方針は、二、三日に纏める方針である旨言明があつた。  
その直後、司令部内に於ける、頻りに本問題に關する會議が開かれ、議論が  
激化し、度々暴論もあつた。即ち、賃金水準率内には、リット及びチェレンは四五〇〇円  
を、リットは三七〇〇円、程度を主張し、賃金安定措置に就いては、リット及びアルハイ  
は賛成し、チェレンは躊躇の色を示して、皆だ模様である。又消費物資の安定價格  
引上率は、リットは二〇〇パーセント、又アルハイは七〇パーセントと云ひ、更に、従来、通貨  
の料金引上率に比して、リットはアルハイに比して大きな引上を主張した模様であ  
る。価格差補助については、アルハイが未得る限り多額のものゝ要求した事は、  
當然であり、要するに従来繰返された物價の安定と予算の健全性と多少犠牲性  
供しても達成しようとする立場と、物價の安定と予算の健全性を確保  
しようとする立場との対立があつた。この第一回向後の五月五日の定例会見に於いて  
こそ、具体的な結論は、日本側に提示せられ、唯二十三年度予算の編成に關する  
根本方針として次の五項目が示された。

一、一般会計の予算を均衡せしむる事

二 終始の見積りは何れも完全にして且つ實際的なるもの事  
三 政府の基本的機能達成に必要なる経費以外の経費は計上しない事  
四 租税の一〇パーセント徴収を確保する事  
五 勤労階級の最低生活と確保せしむる事

右の五方針が提示されると同時に貸金安定措置に關しても大体的構想と示されたもの  
日 定例会見の後 経済関係懇談會と併催し 論議したるが 今度の物価改訂が  
一般的物価改訂なるものと得ない点については 日本側の考へ方が大体的方向に纏つ  
た

五月七日 経済関係懇談會に於いて 日本側の予算編成に關する根本方針を  
論議し 結局 貸金水準 三七〇〇円 消費物資七割引上げ 飲送料全三・五倍引  
上げ 通法料全四倍(後寺五倍) 併上げの方針と決定した

この方針に基づいて 五月十日 北村蔵相及び栗田安本長官は、フライン博士を  
訪問、その日の朝の肉議に於いて決定した予算案を説明した。その案に依れば、才  
才出共約三七三〇億円であった。その席上、司令部側より、若干の質問があったが、  
特に一人多りの所得税買戻額が大蔵省の数字に依れば二一〇円であり、安本の数  
字に依れば九一円である点と指摘された。即ち所得税の見積りが多過ぎるが、或  
はその所得税の見積りに依れば三七〇〇円の給与水準が維持出来なくなる。何れも  
この事であった。

五月十一日 経済関係懇談會にフライン博士の出席と、その(五月八日) 栗田総理が  
マニフェストを前に面會した際の打合せに依り、博士が、前掲の予算編成に關する五  
原則の説明があり、且つ、日本側の予算の数字を核計した處から、才八億、才出過半の爲  
約五〇〇億円の喰違ひがある旨の話があった。(この点はフライン博士の速急の間に述べた  
意見を取組んだもの、心下し、正確なものではない)

五月十二日 定例会見は、マーケット将、静養の爲、一週内不在に付、フライン大佐  
が主催したが、貸金・物価及び予算の問題は、事務當局に於いて、更に折衝する  
事とし、その場では、何等發展はなかつた。

大蔵省は、リートの間に事務的折衝を重ねたが、リートの日本政府委員は、兵のハ  
ニスのとれたものとは云へない旨を強調して述べた。尚、五月十四日は、経連連座の  
値上げの問題について、フライン博士の下に、安本長官、運輸相、大蔵政務次官

参集 CTS オクタンもかへて議論したが CTSは旅客運賃無二倍貨物運賃七倍と主張 明白な議論はつかなかった

五月十七日(月)の午後三時には特急は登壇したが直ちにナ特との直接交渉に入る事なく五月十八日(火)の午後三時には渡辺に対して自らはや昇業は内する 司会部内の意見取組の権限とよへられたから E.S.S.の意見とて中絶するの日本政府案に對して更に二〇〇億の才入と追加すればこれを承認する用意があることと申述べた。二〇〇億の才入の内卷は明かす所がなかったが 船務差益金はついで徴収するにこれと徴収する旨の意見の述べられた。ファイブ博士の以上の意見はついでルカント及びリトに連絡した。頗る不満の面持ったファイブ博士の意見よりも厳格な態度とナール

五月十九日定例会見はコナートナ特主催の下に行われたが 司会部の明確な意見は未だナ特の口からは聞かぬ事は出来なかった。此後通商通商通商通商通商の赤字に之と一般会計から補填すべき旨の意見表があらに止った。北村蔵相は議会の関係上 是れ共二十三日には司会部の意見と聞かされ人事を急送しナ特も之を承諾した

三、の結果 司会部内は於ては二十一日(月)に亘り長守内七五の会議と行ひ又二十三日午前中会議の結果午後三時以後はファイブ博士から渡辺に對して是れ也られた。是れは大要次の如きものであった。一、船務差益金及び船務差益金の徴収は日本側の見解に依りては三億七千万程増額する。

二、政府案に就いては日本政府案一八(億)と二一(億)に増額する。  
三、船務差益金のついで通商通商通商通商通商の赤字補填 船務差益金の赤字補填の増額及び既往に属する船務差益金計上等の為、日本政府は二〇〇億増額する。  
四、以上の結果生ずる不均衡約二六〇億の内一五〇億は船務差益金に依りて補填し 残額は船務及び専売基金に依りて補填す。この結果才入不均衡約四〇〇億内となる。

この意見は厳格な健全財政と主張するコナートの意見から見れば極めて妥協的であり日本側の立場と大いに乖背したものを取らうとした。



日本側は早速肉議を南に通告し、夜半に到る迄審議し、その結果一應の日本側改訂案と  
を得た。その要領は次の如きものである。

一 価格差補助金の増徴に因りて日全部の意見に對して修正を加へ日全部を減額し、  
八七億円を減した。

二 入中、価格差基金の増外一五〇億円の中心一三〇億円は食糧特別会計の手持品の  
値上りに依り利益を一般会計に繰入れんとするものであるが、一方農相はこの利益を二十  
二年度産米に對する追加拂として農民に還元する意向があり、この点も考慮  
して單に肉價低肉手持減進心の値上り益を信用と追加計上し、価格差基金  
総額を一八九億円の抑へた。

三 減額不足財政は

A 糖蜜の輸入に依り酒税の増加(二〇億)

B その他の租税増収(五〇億)

C 自由タハハローの値上げ等(三五億)

D 買戻局に依りキャンデーの売却(五〇億)

E 貿易特別会計の手持品売却に依り利益(二三億)

に依り赤字事には

五月二十四日上記の案を司令部に持参、渡辺からマーケット、マイン、コロン、及び  
リットに説明し、府内

一 食糧会計手持品の価格差基金と農民に追加拂する事についてはマーケットが特強  
反對の意思を明

二 食糧会計利益を一般会計に繰入れんとする案を日本政府が承認しなかつた事  
についてはマイン博士及びコロンは不満の模様であった。

三 糖蜜、キャンデー及び貿易特別会計肉價の導入案は相当疑問がある  
と農相が述べた。

肉議に於いて更に司令部側の意向を検討した。

五月二十五日(火)渡辺はマイン博士に面會し、食糧会計繰入れ肉議について日本側  
の消費着価格の決定についてこの利益を予算計上して農民に還元する事は一一般会計に  
繰入れる事と困難な事を説明した。

夜に到り肉議を南に通告し、夜半に到る迄審議し、その結果一應の日本側改訂案と  
を得た。その要領は次の如きものである。

RE'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

相 栗栖安本長官 西尾副總理 菅米地官房長官等と共に、外務省の意向を察酌

した修正案を作製した。その内容は

- 一 地合分子税と当初案に比し二億円増額
- 二 配給酒 四五〇円(一級) 自由酒 九〇円(一級)に引き上げ(増収六〇億)
- 三 ビール 五〇円と五五〇円に値上げ (三五億)

四 行政整理に係る経費削減(二〇億)

五 その他若干の調整を加へて尚不足五〇億円は

A 糖蜜輸入 日貿易会計上の繰入 C キャンペー

の何れかに依つて補ふ

計画である

五月二十六日昨夜作製した日本側提案と持参したマーケットヤチに北村蔵相

栖安本長官及び菅米地官房長官等と面会しこれを説明した。その一應の反響は

一 地方分与税の増加は政治的妥協の結果財政と国難の両方から見ては好ましくない

二 行政整理については実行案と見て更に検討が必要

三 糖蜜やキャンデーは結構な力納税者の負担による日本円とドルのバランスする事

に付からず整理が必要

と云ふ事であったが、司令官は早速この案について検討を開始し夕方渡辺に付し、

再三及び再三にわたる司令官は日本側提案を次の条件で認めよう用意がある

申渡すかあ

一 租税收入中三億円は見極り不確実なものとして認められずその改訂減する

二 キャンデー 糖蜜及び貿易会計の五〇億は認め難い

三 以上は修正案に改訂八〇億は

A 軍事公債利拂停止に係る余裕金一五億円 (一〇月)

B 配給酒、ビール、キャンデー(原案に同) (一〇月)

案九月)に引上げの事に係る増収一五億円 及び

C 所得税減税時期を原案の六月一日から七月一日に変更(原案に同) (一〇月)

五〇億に依つての修正案

上記の司令官の修正案を、渡辺は、夜半迄に論議を続け

たが結局

昭和23年度一般會計豫算

(單位 10億円)

\*内5.0は糖蜜輸入に依る酒税増加 Candy売却益又は貿易安全輸入の特典による

	第一案 (5月10日)	司令部案 (5月22日)	第二案 (5月24日)	第三案 (5月26日)	決定案 (5月27日)
才入					
(1) 租税	252.2	345.4	259.2	262.2	263.2
(2) 専売	81.9		94.4	88.9	94.3
(3) 価格差益	12.9	27.9	18.9	18.9	18.9
(4) その他	26.6	26.6	28.9	28.9*	22.9
計	373.6	399.9	397.3	398.9	399.3
才出					
(1) 終戦処理費	91.4	93.2	93.2	93.2	94.2
(2) 賠償	5.5	7.4	7.4	7.4	6.4
(3) 地方自治	32.9	32.9	39.9	44.9	44.9
(4) 価格差補助	58.7	78.7	70.0	70.6	70.6
(5) 公共事業費	41.0	41.0	41.0	41.0	42.5
(6) 政府出資	19.1	21.0	21.0	19.0	19.0
(7) その他	124.8	124.7	124.8	122.8	121.7
計	373.4	399.9	397.3	398.9	399.3

五月三十一日早利没収は、アイン博士に昨夜、榎林と報告協議した。其の後、芦田忠臣、北村藏相及び栗栖安本長官は、ニケート少将に面会、總理から、前夜決定の四項目について、司令部の承認を乞請、若平の論議の末、少将の了解を得た。これに依り、二十三年度予算修正、経費三九三億円の決定、運送に依る公定金の系統と才入の事は、既に決つた。

四八〇億円の才入決定中、①の処置により補填される二五億円を、五五億円の才入自由心を再修正する事に依り、補填する。亦、②は六〇円とする。

三、軍事公債の補填停止に依り、余剰金は八五億圓を、充てた。為一般財源として、計上する。

一、所得税減税時期を六月十五日とする。(これに依る増収、二五億円)

二、元給多額を再修正する中、

RE'-0007

0083

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

價格差補助金内譯					
(單位: 10 億円)					
	I	G H Q	II	III	決
(1) 23.6 ~ 24.3 分	53.0	53.0	53.0	53.0	53.0
(2) 23.4, 5 分		3.4			
(3) 前年度分		3.0	2.5	2.1	2.1
(4) 鉄道・通信会計 行政監督	2.5	2.5			
(5) 鉄道会計業務 勘定赤字		9.7	16.0	4.0	4.0
(6) 通信会計業務 勘定赤字		1.5			
(7) 郵船運管會	3.2	5.6			
(8) 物価改訂逶延に よる補助削減			-1.5	-1.5	1.5
計	58.7	78.7	70.0	70.0	70.6

RE'-0007



外交史料館

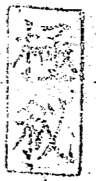
Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





渉外特報第七〇号

昭和二十三年六月八日

パンカー大佐との会談記録

渡辺渉外部長記

六月八日渡辺は最高司令官附武官パンカー大佐と大栗左の如き会談を行つた。

渡辺 予算が議会提出の運びになつたがその運命は未だ分らない。

自分は役人であるから現内閣を特に支持すべき立場にはないが、今若し解散及び政変があれば新内閣が機能を發揮する迄に三ヶ月位かゝると考える。若し予算及び關係法律案が議會を通過する前にこの機を空白を生ずるとすれば、物價改訂遅延による赤字の増加を招き、一方所得税の軽減がおくれる爲労働問題が悪化する可能性がある。

パンカー 過重の所得税が齎す弊害に比して、取引高税が消費者一般に轉嫁される場合の不公平の所が大いのではないか。

渡辺 経済上は所得税に強く依存する事が公平であるが、實際問題として行政能力の限度があり、余りよい税ではないが取引高税に依存せざるを得ないのである。時に軍公利拂問題の差論がある機になつた事は、自分個人的には極めて遺憾に思つてゐる。

パンカー 経済問題として日米の基本政策を覆すやうな問題であれば扱つてきないが、あの問題については主として政治的問題として扱ふべきものと判断したので、日米は深く立入らなかつたのである。何れの點でも政治問題は、とすれば理性的判断よりも多クテリーの感情に支配される事が多い。その処置の齎す結果は、やがては、この様な感情が治つた後でなければ、冷静に判断せられぬものである。

渡辺 今日予算達成に當つて我々が経験した事を卒直に申上げれば、日米内部に二つの異つた経済学派があつて、一つは、あらゆる犠牲に於て予算の均衡を保つ事を主張し、他は、予算均衡を犠牲に於しても物價の安定を計らんとするものである。この爲日本制

としても少からず混乱させられたのが実状である。この事は去年以來常に懸念した事であつて、マイカント少將は最後に至つて常に公平を判定を下すけれども、この二學派は常に相容れぬ主張を持つて居る爲、日本政府内を統一するにも少からず困難を感じてゐる。

パンカー 或程度迄は異つた意見が存在する事は望ましい。予算問題の如く複雑な問題については、あらゆる角度からこれを論ずる必要がある。併し一旦決定した根本的方針例へば予算の均衡を計ると言ひ幾多を、何時迄もむし返してをつたものでは時間の浪費となる。

渡辺 我々はこゝに三ヶ月なり六ヶ月の間に如何なる経済政策をとるべきかについて、具体的に且つ現時的に日米双方協力の下に研究をすしめ、必要のあるを痛感してをるのであるが、E.H.Q.内部で意見がまとまつてをらない場合、この議案提案の進め方について当惑を感じてゐる。

パンカー 具体的議案提案があれば、自分に出来る事は協力を惜まぬつもりである。

渡辺 対日援助一億五千万が下院に於て否決されたが、政府及び上院の努力により復活する事が出来るであらうか。

パンカー これも経済問題が政治問題として扱はれた一例である。対日援助費を急劇削減したのであるから、異なる節約というよりも寧ろ政策に対する変更を要求したものと考えるを得ない。

上院と下院との意見が一致しなければ、兩院協議会の問題になるがその結果は予測し難い。

渡辺 我々は余りに他方本願に過ぎるかもしれぬが、その問題の成否によつて日本側の方針も変更せざるを得ないであらう。

パンカー ポーカーのゲームに於ても、豫め採点票を各プレイヤーに分けておかなければゲームにならぬ。アメリカのみが採点票を一人占めにしては國際貿易は動かぬ。その意味する所はアメリカの対外援助は世界貿易の回復の前提と考へてゐる。

RE'-0007

0086

37 file

大蔵省海外特報（第七十一号） 昭和二十三年六月十六日

マーカットとの定例会談 渡邊渉外部長記

日本側 蔵相 部長 柏木

五五側 マーカット ベイカー ファイン コーエン ルカウント リード

マーカット 予算審議がもめて居るようであるが、状況如何又新聞によれば予算は通過させて、運賃その他の歳入措置に關する法律は予算通過後に持談するといふ話があるが事實であるか。

北 村 予算審議がもめて居る事は事實であるが、御尋ねの後半についてはそのような事は懸議で論ぜられた事はない。旅客運賃の引上げ方を緩和する意見が強いが、その埋め合せとして貨物を上げる事は物價安定に害があるし、旅客運賃を引下げる結果生ずる赤字は合理的に補填出来る目算が立たぬ以上賃率引下げには同意出来ないと云う立場を自分にとつてゐる。

マーカット 大臣が非常に困難な立場に立つておられることはよく瞭解してゐる。議会における予算審議の様様については、渡邊氏を通して非常時緊密に連絡をとつて欲しい。なお米價に關する農民への運賃的支拂の問題は極めて重大である。議会が支拂うべしとの決議を行つたのに対してどうされるものか。

北 村 議会の人々は五五の或セクションにこの問題を持込んだ処大いに感動を受けたとの事だ。これに力を得て滿場一致の決議をしたのである。議会が最高のも感者である以上政府としてこの決議に対して正面から反対し兼ねるのである。理由は適當な処置をとる旨を答えたのである。併し蔵相として自分は歳入のない限りこのような歳出を認める事は出来なう。

マーカット 自分は米本國に對して対日援助を戦い取る可く努力をしてゐるのであるが、その際に日本農民に對して物的に補助金を與えるような処置に自分が同意したとなつては、本國に對して全く自分の立場



を失ふこととなるであらう。又昨日の星條旗紙に爲替レートは近く決る様を記者が出て居つたが、日本が若し爲替レートを速かに決めて國際經濟に参加する希望を有するならば、その前提として嚴格な國內經濟調整を確立しなければならぬ。この爲國の取締り、税の徴收、予算のバランスが絶対に必要である。農民に対する選及支拂の如きは全く不健全であり、日本の經濟復興に有害である。この点について自分がこの様な意見をもつてをる事を引用されても差支えな

時に金融辦法はどうなつたか。

ルカウント 先般一万田氏と多少話をしたが、未だ最終決定に到つて居

北 村 予算については與党内の結束をはかつてゐるが、野党としても無責任な態度をとれないから結局通過するのではなにかと考へ

マーカント 政治問題は昨日の問題であるが、予算の問題については我

々も深い関心をもつてゐる。情報を常時提供して頂きたい。

RE'-0007



三党代表と司令部との会談記録

渡辺 渉外部長記

六月二十三日政府與党三派政調会役員は司令部にマーカット少將を訪問前夜三党間に於て話合いがなつた二十三年度予算修正案を持参討論したその要領は大要次の如くであつた

- 出席者 田中（源）氏（民） 川崎氏（民）  
 勝間田氏（社） 松原氏（社）  
 竹山氏（國） 井手氏（國）  
 衆議院渉外課長 島 靜一  
 オフザーバー 渡辺 大蔵省渉外部長  
 司令部側 マーカット少將、ペーカー氏、フライン氏、ロ  
 ーエン氏、リード氏

本日出席者は各党の代表権を有するか、又本日の会見の目的如何。

勝間田 豫算問題に對しては各党が出來た予算修正案を持参したわれわれはこの問題に付ては各党を代表する権限を有する。予算は急速に決定する必要は之を充分認めるが、輿論に従つて最少限度の修正を加えたい。これ迄九回も會議を開き、よく昨夜十時半に協定が出來たから之を説明して御諒解を得たい。この協定の成立の爲には苦米地官房長官も終始好意を以て當られた。

マーカット 数字はフライン博士及びリード氏に検討せしめる。われわれの予算に關する根本方針は其の五原則である。（別紙一の如き書類を配布）自分は諸氏が各党党首に對して次のことを傳達していただきたい。予算がこの様に決定が遅れて居ることに対しては、最高司令官も多大の關心をもつて居る。遅延の爲に毎日百餘の赤字が出てゆくことを放置出來ない。如何な

る修正案も實際的なものでなければならぬ。今は日本の經濟復興の爲に極めて重大な時期である。今や政治を弄ぶ時ではない。若し眞の均衡予算が出来ないようならば、日本援助を打ち切らなければならぬであろう。

勝間田

各党が一日も早く一致点を見出す爲に努力した熱意は、之を諒解していただく度い。われわれは予算を政争の具に供するものではない。

リード

われわれは今会期中に是非共予算を成立せしめなければならぬ。

尙終戦処理費に付ては、最高司令官が常にその減額に付て努力して居り、若し減額出来るならわれわれから指示する。これは日本側が指を染めるべき問題ではない。今からファイ博士及リード氏と具體案に付て協議せられ度い。今日直ちに結論を出す様希望する。

田中

(別室に移りベーカー氏、フライン博士、コーエン氏及リード氏と協議に入る。) 先づ勝間田氏より別紙二の如き提案を説明する補助会を整理し、一方廣告収入の増加を図ることが考えられる。

リード

建設工事の問題は建設勘定の問題であつて、今問題の赤字補填対策にはならない。

田中

ホテル、寮等の拂下、鉄道経営の機械化、欠員不補充、國營自動車事業の拂下、予備費の節減、鉄道遠距離低減率の停止等の措置を講ずべきである。又改良建設工事も資材不足から予算通りは出来ぬものと思う。

勝間田

尙先程マーカー少将から終戦処理費に付て最高司令官が出来る限り減額を考えて居るとの話があつたのは、深く感謝して居る。われわれは修正をここに要求はしないが、充分の

考慮を述べた。

フイーン 説明を伺つたが、一般的に見て見積りが全て樂観的に過ぎる様に思う。国会の予算審議権を出来るだけ尊重したいと思ふが、現実的でない修正は認められぬ。

田中 前年度税収入未済金は二〇〇億以上ある。徴税を徹底すれば少くともその半分はとれると思う。

リード 自分は主として数字の眞実性について伺いたい。先づ運賃収入については、当初の予定に比して運賃改正が二五日間遅れた爲の収入減が見込まれなければならぬ。又石炭價格の改正による赤字の増加もある筈である。

ライオン 公共專業費の増加については資材がない筈である。

田中 災害対策。六。三制度及び引揚者の住宅建設は何れも緊急なものであり、如何に苦心をしても資材を求めなければならぬ。所得税の徴税能率を増加する点については、政府原案に於て既に十乃至十五の能率増加を見込んでるからこれ以上

松原 上の無理は困難であらう。

松原 昨年度の國民所得九五〇億に対して、昨年の税収入は当然に昨年中に収入すべかりし二〇〇億圓を加えて九一〇億圓であり、國民所得の一割近い数字となる。

リード 今年度の國民所得は一兆九千億であるから一八〇〇億の税収入があるべきである。

リード 税率及び免稅点を昨年比して変更を加える以上その様に問題は簡單ではない。

松原 所得の捕捉率を七〇以上に引上げれば、二九六一億圓の税収入がある筈である。

リード 政府原案も所得税の見積りは寧ろ過大であると思う。

勝間田 脱税をあらゆる方法で克服しなければならぬ。税を完全に徴収することは大費成であるが、予算の目的か

ら言うと、余りに樂觀的を見積りをする事は出来ない。

政府原案に於ても前年度の徴収未済分一三〇億圓を今年度収入として見込んでをる筈である。

次に貿易会計は利益が出てをるとは考えない。又利益がありとしてもこれを一般会計に移す事については原則論上大きな疑問がある。

價格差益金の見積りは政府原案が各会社別の詳細な報告を基礎として算出されて居るから新事実が発見されない限り増額困難である。尙その中四〇億は閉鎖機關所有の生糸であるから、これが年度内に解除されるかどうか疑問である。

所得税等を引上げる事は必ずしも不賛成ではないが、この改正によつて、言はれる如き増収があるかどうかは検討の上でないとはいつくりした事は言えない。

要するに現今の提案は何れも現実的提案とは言ひ難い。予算の審議は既に手冢君がいつてをる。如何なる予算でもすべての人を喜ばすことは出来ない。今日午後三時迄は我々を

受みられれるやうな対策を持参されたい。

勝間田

明日午前九時迄延期していただきたい。

フアイ

よろしい。それ以上は延ばされぬ。各党に対して明瞭に傳えてもらいたい事は、アメリカは日本に対して幾億ドルの援助を與えてをる。日本がもし予算の編成が出来ず、又、予算を均衡せしめる事に失敗するならば、日本の將來の復興の爲に海外の援助を受ける可能性を失うものであると言ふ事である。



別紙一 豫算に関する方針

- 一 一般会計の均衡の實現。
- 二 歳入歳出の現時的見積り。
- 三 緊要ならざる歳出の削除及び緊要なる政府機能の効率的發揮。
- 四 最低基本生活水準の維持。
- 五 総ての日本市民の租税義務の完全なる賦課及び徴収。

別紙二

- (一) 現行措置とする実施期を七月十日として収入減 二五〇億円
- (二) 取引事務費増加 二五〇億円
- (三) 六三制 支出増 二〇億円
- (四) 災害復旧 一〇億円
- (五) 引揚着ノ住宅建設 五億二千万円
- (六) 政府職員恩給増加 一〇億円
- 以上合計 五六九億二千万円

(1) 所得率捕提率の増加による

前年度調定未済分  
本年度の徴税徹底

(2) 高額所得税率の引上による

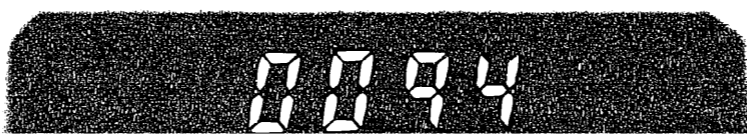
所得額	税率	収入増
一〇〇〇〇〇乃至一五〇〇〇〇〇圓	四〇%を四二%に	一一〇億
一億〇〇〇〇乃至二〇〇〇〇〇〇	四五%を四九%に	一一〇億
二〇〇〇〇〇乃至三〇〇〇〇〇〇	五〇%を五六%に	一一〇億
三〇〇〇〇〇〇乃至五〇〇〇〇〇〇〇	五五%を六三%に	一一〇億
五〇〇〇〇〇〇乃至七〇〇〇〇〇〇〇	六〇%を七〇%に	一一〇億
一〇〇〇〇〇〇〇乃至二〇〇〇〇〇〇〇〇	六五%を七五%に	一一〇億
二〇〇〇〇〇〇〇乃至五〇〇〇〇〇〇〇〇	七〇%を八〇%に	一一〇億
五〇〇〇〇〇〇〇〇以上	七五%を八五%に	一一〇億
税率引上	八八%に	一一〇億

(3) 物價改訂に伴う價格差益 収入増 五〇億円  
 政府所有商品の差益は見ない。専ら私企業及公團所有分の撤底。  
 捕捉。この爲要すれば事務を物價廳から大藏省に移す。

(4) 一般會計及特別會計物件節約及鉄道通信の経費合理化による  
 支出減 一〇〇億円  
 収入増 一〇〇億円

(5) 貿易資金繰入 収入増 五八〇億円

以上合計



極秘

37

大蔵省渉外部(七十二号)

昭和二十三年六月二十三日

マーケット少将との定例会見記録

渡邊渉外部長記

出席者

日本側 北村蔵相、渡邊渉外部長、柏木事務官  
司令官側 マーカッタ少将、ベーカー氏、リード氏

北 村 豫算は政府憲法間に色々意見があり、本日三党代表が司令部に参ることになつて居るから、御聴取の上至急決定せられ度い。

マーカッタ 承知した。大蔵大臣はこの際困難な立場と思つて居るが、りやつていたが、度い。司令部はよい対案があれば之を容認する用意はあるが、例えば貿易資金の繰入れとか不当財産増加税というやうな端裏でない財源をこの際見込むことは出来なない。

北 村 本日は他に議題もない。

マーカッタ 三党との会談の内容はオンザテーブルとして出席する渡邊君から聴取せられたい。

北 村 なお万一本月中に豫算が成立せぬ場合どうされるか。われわれは是非共二十八日位迄に成立せしめる考であるし、又成立するものと確信して居る。

RE'-0007

0095

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大蔵省渉外特報（第七十四号）

昭和二三 六 二四

渡辺渉外部長 記

三党代表とE.H.Qとの第二回会談記録

出席者 日本側

民主党田中（源）、川崎、社会党勝間田、松原、

新協党竹山、井手、R.L.R.O.石黒第二部長、衆

議院島渉外課長の諸氏

オブザーバー大蔵省渡辺渉外部長

司令部側

ベーカー、フライン、コーエン、リードの諸氏

勝間田 昨夜おそくまで三党間で話し合いをしたが、完全な了解を得るに至らず今日は最終的報告の時期の延期を願いに來た。

フライン 昨日最終決定をする筈であつたのではなかつたか。

勝間田 話し合いのついた点は次の通りである。

- 1 價格差益金の増收 二億円  
（註 生糸以外の年度内徴収率を八〇%と見た爲の増）
- 2 一般会計特別会計の物件費の節減 三億円

（註 一般会計一六億特別会計一七億内鉄道一五億）

- 3 二二年度剰余金の繰入 三〇億円
- 4 高額所得に対する税率の引上げ 二〇億円

（註 二五万円以上の所得に対する税率を引上げ、控除は政府原案通り）

次に議論のまゝとまらなかつた点は次の通りである。

- 1 高額所得の捕捉率の向上及び過年度滞納分の徴収については、社会党は前者についてのみ二二〇億を計上せんとし、民主党は兩者を合して二二〇億、國民協同党は兩者とも計上せざる事を主張、結論に達せず。
- 2 取引高税、社会党は五〇億乃至七〇億を計上するに留め、生活必需物資及び生産に關係する物資については免稅する事を主張、民主党は他の歳出及び他の財源との關係に於て出來得る限り少額に止めたい意向である。又新協党は七〇億前後を生活及び生産に關係のない物資について徴収した

いと考えている。

3 鉄道通信会計の合理化。三党間の意見一致せず。

4 貿易資金の繰入れは、各党ともGHQでも承認し得る限り最大限計上せられ度いと考えているが社会党は一〇〇億計上を特に希望してゐる。

5 葉タバコの精流れ防止による専賣資金の増加三〇億目下  
検討中

リード 償還資金の増徴は数字的に検討を要するが、可能性なきにしもあらず、節約は鉄道についてGHQの意見を聞かなければ、確答出来ぬ。前年度剰余金の繰入れは実際上六〇億円以上の剰余金がある見込なら、その半額を計上する事に異議はない。所得税の税率改正は承認出来ぬ。

ペーカ 貿易資金は輸出品の買入れに使用する運轉資金であつて、これを一般会計にとり上げる事は物價値上りの際困難である。

フアイン 貿易資金は利益があるとは思つてないし、又か敷にあつてもこれを繰入れる事は容認出来ぬ。又専賣資金は今でも煙草が賣れないで居るのであるから、更に増収を見込む事は困難である。

所て各党はどうされるつもりか。

勝間田 党に帰つて相談しなければならぬから、明朝九時迄待つて頂きたい。

田中 出来る限り速かに決定する用意がある。

竹山 國協党も同様である。

フアイン 日本がそのデモクラシーの原則に基く國務運営の能力ありや否やは今や世界の注視の下にある。これはあなた方の予算である。あなた方の國家である。若し早急にこの予算を成立せしめないならば、それは國会の完全なる無能力を意味するであらう。予算審議の状況は毎日ワシントンに通報せられて居る。この様な事態によつて日本援助の熱意が削減せられ、

日本に自立の能力がないと断せられる虞なしとしない。

本日午後三時には是非最後の案を持参せられたい。

勝間田 本日午後西尾氏不信任案の採決があるから、この話は明朝までお預けしていただく。

マーカト 西尾問題よりも予算問題の方が國民の利害に大きな影響がある。順序を變遷して予算問題の決定をまつて西尾問題に移るべきではないか。

(この間、フライン博士はマーカト少將と打合せ)

フライン 只今マーカト少將とも相談したが、予算問題は最優先順位が與えらるべきであるとの結論であつた。是非本日午後三時迄に返事をお願いしたい。

勝間田 諒解した。但し西尾問題の採決がそれ迄にあつたらば暫く猶予をお願いしたい。

RE'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

大蔵省海外特報(第七十五号) 昭和二年 六月二五  
三管代地とH.E.T.Sの第三回会談記録

渡邊渉外部長 記

前日午前の第二回の会合の結果、同日午後三時再開の予定であつたが、西尾國務大臣不信任案上程の關係上延期となり、今日二十五日午前九時から再開された。

出席者 日本側 社会党鈴木(茂)、米窪、浅沼、藤田、松原、民主党 稻垣、田中(源)、川崎、國協党 竹山、井手、H.E.T.S 石黒第二部長 衆議院島渉外課長の諸氏

H.E.T.S 側 H.E.T.S 大蔵省渡邊渉外部長

勢頭、政党内より別紙の如き予算修正案を提示、これを説明した。

前年度剰余金繰入(三〇億円)、價格差益の増(三二億円)、高額所得税率の引上(二〇億円)及繰入金の増(六億円)は異議がない。動件費の節約中繰入金計分はH.E.T.Sの意見を聞く必要がある。又これ等の財源は漸く歳入減及支出増の提案は、財源とされるは特に再議はない。結局歳入増問題は所得税捕捉率の向上による二二〇億円増収の提案である。

松原 国民一統所得税所得率は充分に増収を計つてないという感じをもつている。又左分子は政府の歳入増の減収にとらえられ、政府は所得税一二八〇億というが、おられるの歳入増は一六五〇億はとれると思う。安本の資料によつて計算するに、二〇〇〇〇〇円以上の所得者は八八〇〇〇火(大蔵省推定)四〇〇〇人)であり、その所得は一七〇〇億(原案)一〇億)となり政府原案に比して七六〇億の増加となる。七六〇億に対して捕捉率を六〇%、平均税率を五〇%とすれば二二〇億の増収になる筈である。



唯今ヨリから連絡があつたが、鉄道会計の節約は反対であるとの事であつた。

ファイブ 所得税の見積りの御説明を聞いたが、理論上捕捉可能といふことと實際上捕捉可能といふことは異なる。過去の実績からみると所得税の徴収成績はよくない。二二〇億の増収は、徴収方法に革命的改善を加えない限り不可能である。政府原案に於て既に徴収率の二五%向上を見込んである。

政府原案すら樂觀的過ぎると思はれるのであるから、これ以上の収入を見込む事は非常に無理である。

併し此の際豫算を速かに決定する爲、自分の個人的要請案を提示し度い。即ち旅客運賃を二・五倍に止め、所得税の徴収率向上に依る増収二二〇億円半額を見込む事にしては如何。之はあくまで自分の個人的見解であつて、司令部が豫算を決定せんとするものではない。

鈴木 社会党としては、政府原案に対して根本的改正を要求するもの

があつたが、之を仰えて今日提案の程度の修正案にまとめたのである。この修正案すら認められないとあつては、いたづらに共産党に乗せられるだけである。豫算委員会に於ける野党との差は二人に過ぎず、余程慎重にあつかはなければならぬ。一度歸つて党内で相談しないと責任を持たない。明朝九時に案をまとめて來たい。

ファイブ 是非とも最終的結論を持參せられたい。



(別紙)

昭和二十三年度一般会計豫算修正に關する三党協定

昭和二三 六 二四  
民主党、協協党及び社会民主党

4. 追加財源

1 前年度剰余金

三〇 億円

2 價格差益金の増加

一一

3 高額所得に対する税率改定  
二〇(年收二五万円以上の所得に対する税率改訂)

4 一般及び特別会計物件費

三三

5%節約

6 高所得所得税徴収率の改善

二二〇(年收五〇万円以上の高額所得者八万八千人に対する徴収能率の改善)

6. 雑収入

計

三三〇 六

B. 支出増加及び収入減少

1 鉄道運賃の改訂

旅客運賃二倍、学生定 二五四

期据置

2 取引高税

次の品目を免税 三八

味噌、醤油、水産物、

水産加工品、野菜、新

炭、理髪、及び銭湯

3 六三制蔵庫負担の増

一六

4 引揚着住宅建築

五・二

5 水害復旧費の増加

一〇

6 政府職員慰給費の増加

六・八

計

三三〇

38

大蔵省渉外一七六

昭和二三 六二六

大蔵省渉外一七六  
鈴木予算委員長と会談記録

六二六 與党三派の予算修正案に關して鈴木(茂)氏は、

ドクダミ・フアインを訪問大要次の如き会談を行つた

出席者 日本側 鈴木予算委員長、衆議院渉外課長島靜一氏、オブ  
ザーパビリولو 石黒第二部長、大蔵省渡辺渉外

部長

司令部側 フアイン・コーエン・リード、ペーカー、  
與党三派の予算修正案については三派の政務調査会長に北

村藏、相及び栗栖安本長官を加えて昨日討議をしたが結論に到達  
せず社会党としては旅客運賃を是非とも二倍程度に引下げ  
この爲に一〇〇億円余りの追加財源要するのである。その調  
整の見とほしたため結論を得るに到らずこの上は與党三派  
の總裁が会談することとし各党員は總裁の決定に一任するか  
或ひはE.H.Q.から何らかの指示を受けるかより他ないと思え  
る併し後者の手段は出鱈目な限り避け度いのもう一日努力

したいと考える本日午後一時から社会党の中央執行委員会を  
開き妥協の道を論じ度いと思ふ

尙予算委員会に於いては本日質問を打ち切り二八、二九兩日  
分科会を開き三〇日に討論の終結をし度いと考へて居る予算  
委員会に於ける與党と野党との差は二人に過ぎず予算審議の  
結論は予断を許さぬ

フアイン

事情は分つたが鈴木さんの個人的立場としては如何なる修  
正を要望してをられるのか

鈴木

インフレ克服の爲に關し得を課税しなくてはならぬが政府  
はその熱意を快いてみると思ふ。この時 マーカット部屋に入  
り来る)

フアイン

予算の急速決定を妨害しこの爲に對日援助を中止せざるを  
得ない様な事態を招来した場合その妨害者及びこれを妨害し

た政党はその責任を追及せられねばならぬ。予算審議の模様は毎日ワシントンに報告せられて居るのであるからその影響を充分考慮せられたい。

(マーカット室外に去る)

問題の所得税徴収能率の増加については具体的な方策を示してもらいたたい。例えば毎週一〇〇人脱税者を刑務所に入れると云う様な事をしなければ所得税収入云はる。如く割期的に増加する事は困難であろう。鈴木さんの考えではいつ話しがまとまると思われるか。

鈴木 今月中にまとめる様努力したい。今夜太時に結末を報告したい。尚三七〇〇円の資金水準は現在既に実行不可能に陥つてい。一應この予算を成立させても直ちに補正予算を必要とするに到るであろう。日、日、日はこれを認められる意志があるか。その旨を成意いする。御座います。御座います。御座います。

では到底経済安定は保たれぬ。これは幾ヶ月たてば七〇〇〇円の資金を要求するに到り。幾ヶ月たてば一方向的な要求をする事となり。物價もこれにつづいて奔騰をつづけ。完全な政治的破産状態を現出するに到るであろう。

鈴木 資金問題は極めて重要である。これを充分考慮しなければ。早く内閣は、七八月頃つぶれるであろう。

フライン 三月中に大體政府案と、案を成り立たせし。か。その後はこの予算案が下期して。ある物價資金の水準を維持する。爲に全力を盡すべきではないか。

鈴木 資金問題は改めて議論したい。本日六時に又お目にかかる。願として。

フライン 自分の個人的な考であるが。もしこのまま選挙でもあれば。予算の成立を妨害し。対日援助を困難ならしめた責任者として。社会党の立場は。わづかしくなるのである。まいか。この点を充分考慮せられたい。

大蔵省 渉外特報 (中七十七号) 昭和二十三年六月二十六日

三党代表と司令部との第四次會談記録 渡邊 渉外部長記

与党三派の予算修正案に因する司令部と文部との交渉は六月二十三日(水)以来連日續  
 けられ二十六日(土)午前九時鈴木三郎氏、フライン博士等と會合した。与党三派  
 間の話合いはついに同日夜七時司令部に三党代表はフライン博士を訪問、大要次の  
 如き會談が行はれた。

出席者 (日本側) 社會党 鈴木三郎氏 勝田内氏 民主党 指田氏 田中氏

國協党 井手氏 連調 石原氏 衆議院 島氏 大蔵省 渡邊

渉外部長 (司令部側) フライン博士

先づ勝田内氏から与党の意見と纏らぬ様に披露した。その内容は左表の通り

(單位 百万円)	民主党	國協党	社會党
一 旅客運賃引上げ率	(二八五倍)	(二八五倍)	(二八五倍)
右ニ依ル減收	一五五〇〇	一五五〇〇	二〇五〇〇
二 取引高税減收	六〇〇〇	三八〇〇	三八〇〇
三 公共事業費増加 (六三割)	八〇〇	一六〇〇	一六〇〇
引揚者	五〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
引降者	二〇〇	五二〇	五二〇
計	一五〇〇	三一三〇	三一三〇
四 恩給増加	五〇〇	六八〇	六八〇
五 通信値上運送運賃減收	一五〇〇	一五〇〇	一五〇〇
六 科学研究費増	一五〇	一五〇	一五〇
計	二三五〇〇	二三一〇〇	二九七五〇

右の財源として二十五日(金)の會議に於けるフライン博士の妥協案に依り  
 二百二十億円の増し得るとすれば、民主黨案及び國協黨案は大幅充足し得るが、  
 社會黨案は七十七億円の不足となり、その為の新規財源を求むる要あり。結  
 論を得ず。フライン博士は、社會黨が今日迄既に大なる譲歩を為し、三と文の党内譲歩上  
 フライン博士は、社會黨が今日迄既に大なる譲歩を為し、三と文の党内譲歩上  
 困難あることは充分知られて居るが、予断を急遽に纏ひ、事の爲に二五億と二八五億と  
 引上げ、二とは案案ぬかと、数回の調整を試み、社會黨案と三と文の案を以て互に支持  
 者の意思を統一して決定を今こそするは出来ぬと述べた。

RE'-0007

0105

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

「アイノ降士は更に吾等密議に事なれり日本側の完全な吾等能力は日本に對  
 するアメリカ事務の評価を著しく害して居りそれが平和條約の内容なり惡謔  
 等と云ふべきを指摘し  
 各位は今議論を停めらるるは致し得ぬと如何すかといふ事はなく日本  
 が獨立國家として自らの問題とテモクラテックプロセスに依つて處理し得  
 べきかと云ふ是等問題の内題は如何に答へべきかと云ふべきあり  
 と強調し  
 各位の意圖が如何に善意であらうか此致への道は善意に依つて鋪張さ  
 れべきと云ふ如くその結果各位の祖國の再建と危機に頻りていふことを望め  
 と協力と結ぶべきなり又  
 各位の意圖の探知は第一本國に於ける計り政事決定者の許へ報告されて  
 居る彼等が之には改訂同の如何かを何等の理由か云ふべきありし事  
 日本人が自らと律する能ふありや否やの問題あり會計と友用位  
 以上三つの問題を経て未だ三つの出来ぬと云ふ事案の可否問題あり  
 此の第一は如何の時を結ぶの可能性があるとの案に於けるは如何なる  
 二 三十八日の何れの報告すしこの日奉刺の回合はアイノ降士は壇壇の事を承  
 知し  
 此の席には各統とすも善惡が人か否以上これ以上は論じても無益であ  
 り奉刺の回合は如何なる方の國と云ふは私の國ではない・自らの國を著すことば  
 あるべきの標刺である私の肉をいかに言ふべきか  
 と云へ白けられた措きの下に命合を終らば時既に午九時である



農林両大臣安本長官フライン博士会見記録

渉特(七十八号) (昭二、六二九)

農林漁業等金融通法案等に関する関係大臣とフライン博士との間大要左のとおり会談が行はれた。

(柏木事務官記)

出席者 北村大蔵大臣、永江農林大臣、栗栖安本長官

農林総務局長、勝部安本次長等

フライン博士、コーヘン、リード、ハッチンソン、ロビンソン

北村 國民金融公社法案、金融機関再建整備法中一部改正法律案、当籤券附証票に関する法律案、割増金附貯蓄に関する法律案の四法案は政府として遅くも明品に國會に提出会期中に成立せしめたいので、BBSの審議を促進して欲しい。

リード 國民金融公社法案については大体二つの問題がある。一は未拂込額相当の債券の発行を認めることは、復金の先例もあり、將來政府

の負担を非常に大きくする惧がある。二は事業内容が不明確であり庶民金庫が従來國庫補助により実施して來た生業資金の貸付との關係もはつきりしない。

北村 マネー・アンド・バックキング課の方で大体御諒解を得てあると思

うが  
ロビンソン 私の方では法案の第一讀会が済んだだけでこれから本格的に審議する段階にある。

北村 それでは事務当局より更に説明をさせることにしよう  
ロビンソン 金融機関再建整備法中一部改正法律案はルカウレイ氏のサインを終えてあり、割増金附貯蓄に関する法律案はマーカット少將の手許に届いて居り当籤券附証票に関する法律案はルカウント氏のサインのを得るばかりで、いづれも順調に進んで居る。

リード 当籤券附証票の法律案については、最高司令官の意向もある。五日日としては、重に取扱を進める注意が必要であらう。

RE-0007



北村

農林漁業等復興資金融通法は、国会の決議に御承認を願いたい。

フアイシ

本案についてはいろいろ議論があるが、要するに、第一に本案の緊要性が十分納得出来ない。どうして今直にかかる措置が必要なのか、更に説明がなければ承認出来ない。

国会が決議するについて、日米が承認を得たことは司令部が決議の内容をダブルブレイクしたことは全然異なることを忘れてはならない。最近政党内の指導者達或は無責任分子は司令部が好まぬと知りながら決議をなし、それによつて司令部の意向をくつがへさうと策動したことは従来ともあつたが一例、米のバックペイの場合、それは誠に遺憾なやり方で、これが將來も続けられるならば司令部として直接干渉する事に出でることになるかも知れぬ。本案を直に承認出来ない第二点は融通の物の裏づけがどうなつてゐるか、公共事業との調整はどうか、説明が足りない。以上の理由で本案は今国会には間に合はぬが次の国会の

問題として再び之を取り上げることには差支ない。

大蔵省の待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日 比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日

比村 待報(中七十九号) 昭和三十三年九月廿九日









いとは程めて用心深い態度を呈し

六月十三日定例会の席、マサトサ将は議案を述べ予算案の概況に就いては、密議を連続を保たれ方、其の要諦を述べ

六月十七日、議案に於ける予算案の概況と報告に於て、六月十八日、朝議に於て、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予算案の概況を述べ、マサトサ将、マイン将、マサトサ氏、面会、司令部、予

左記の如き

- 一 旅費
- 二 収入
- 三 支出
- 四 政府

収入減	二五(信月)
収入減	二七。
支出	三五
支出	一。
計	五六九

計





於て調査するものにしてこれを推定する

かゝる三党間の交渉は六月廿六日に到り、或る程度同様の結果(平氏は  
 ファイン博士と署名) 各新聞記者の報告に依り、この交渉は未だ予定式の後  
 同様に資金増強と変更を待たせしめられ、遂にこの交渉は、司令官の到着  
 不向の交渉である(一歩待て七言字令) 同日に上院であつたが、ファイン博士  
 は特に七言字令待て三党代表者の再会を望み、三党は未だ各議案に  
 到達して居り、報告 即ち民主黨及び國會議員 旅客運賃を二八五倍  
 にするを主張し、社会黨は二五倍と主張し、ファイン博士は又黨の政治  
 上の立場を調和するの事、予定の決定を遅延せしめ、是れを以て予定式  
 一この利益と危険を懸てしめし、と警告し、社力各議案を効力たか各議案  
 各為に資金をとり、預貯を更せしめ、たが、ファイン博士は預貯の金を返  
 くホーカ

翌廿七日(日)は何等の発展も、廿八日(月)に到り、各為に停戦の見込みは  
 ないが、二の以読りを用いたる、若し官房長官は時局の収斂を為すの  
 事は、各協定と交渉する

五  
 一 旅費(運賃) (税又) 二 五倍 (税) 三 二五倍 (税) 収入減 一九五  
 二 取引内後更後心目増減 収入減 五〇  
 三 運賃合計(往) 運賃増減 収入減 一五  
 四 運賃税 収入減 七  
 五 公定(半定) 増減の地 支出増 二七  
 計 二九四

六の材料として  
 一 船積差益増減の地 収入増 二一  
 二 物件売却の 支出減 二六  
 三 前年度剰余金繰入の地 収入増 三〇  
 四 高教所停校(予)引の地 収入増 二〇  
 五 所得税(税)能率(向)の地 収入増 一五〇  
 六 雑収入 収入増 四六  
 計 二九三



定に六倍とすべしとの事。即ち後述旅券運賃を二五五倍減  
此二百一億とし取引高換を減額五十二億計すべしとの事あり  
この年協定は廿日總理府も早くに降参しその協定を協定比三也旨に  
画の国金の論議に同し一段落を止められたに於て

以上

一九四八七一〇

RE<sup>2</sup>-0007

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



極秘

大蔵省渉外特報(中(十二号))

昭和七年七月七日

改定部會記

去原者 北村龍相 後心 野矢 拓正 務員

マコト少将 マイン少佐 コニヤ氏

マコト少将の部下が、予算初め政府提去法案の成立に因りて司令部のより、これを協力を牛射す。

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既

マコト少将の部下は、予算とよまう、このより、しである。社会党は、その答の爲に、既



比治 邦中、地味に同一の...  
一九〇八年七月二...



37

大蔵省 渉外特設 (第八十三号) 昭和二十三年七月二十八日  
マアケット少将との会議記録 渉外部 官沢事務局記  
昭和二十三年七月二十八日 大蔵大臣とマアケット少将との定例会見の記  
録左の通

出席者 日本側

北村大蔵大臣、渡辺 渉外部長、北村 秘書官、  
官沢事務官  
マアケット少将、フアイン、ベエカア、ルカ  
ウント、リイドの諸氏

最初マアケット少将他用の為フアイン氏に対し大臣より地方視察の様  
を納税問題を中心にして説明、フアイン氏より地方税務官吏の執務状況  
につき質問あり更に脱税者に対して大蔵当局の態度が消極的であり、  
一年有餘に亘る約束にも未だに脱税の態により控除を受けたもの  
いことにつき不満の意を表明した。これについては大臣及リイド氏よ

り実情の説明があり、検査廳に対しても協力方を指示されたい旨大臣の要望があつた。

次に先般のマカアサア元帥の總理大臣宛の書翰に關して大臣から專賣局の改組につき意見あらば承り度し、給與局は尙ほ暫く大藏省に残存すべきものといふがいかに等の質問があつたが後日回答したいといふことで回答はなかつた。

なほこれに關し大臣から三、七〇〇円の給與水準は徒らに改訂することなく寧ろ生活必需物資の供給増、福利施設の改善等の方法により実質賃金の増進をはかることが大藏大臣としては適當と考へるがとの發言があり、フアイン氏も同感として全く同感である旨述べた。

取引所の再開についての大臣の懇請に對してはマアケット少將以下その必要を認識してあるものの如くに見受られたが、先般の申請以來既に客觀狀態に可成の變化があつたから此の際新情勢に昇應して再開の必要ある所以を述べた新な正式申請をしてはいかゞとの示があり、其の際に

は、株式取引に伴ひがちな投機的行爲に關しては十分取締るべき旨を明瞭に表示して欲しいといふ意見であつた。

特別銀行の改組については、問題の中心は興業銀行の債務發行の件であるがマアケット少將は自分としては預金者の保護に重点を置くことが必要と考へるが他面産業金融の重要性からみて債務發行により資金を調達したいといふ考方はよく分るといふ意味の返答があつた。

最後に金融機關の集中排除につき大臣から速かに決定をせられたい旨の要望がありこれに對しマアケット少將は、当方としては既にHOLLに對しある種の指示を與へて居りこれをHOLLがいかにかに処理するかに問題はなかつてゐる。いづれにしても数日中に何等かの決定に到達する筈である旨の回答があつて會談を終つた。此の問答十分である。

RE'-0007

0120

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



大藏省渉外特種(第八十四号)昭和二十三年八月四日

大藏大臣とフライン氏との会談記録 宮沢事務官記

大藏大臣は八月四日、マアカット少将不在の爲フライン氏と定例会

見した。その記録左の通

出席者

北村大藏大臣 渡邊渉外部長 北村秘書官 宮沢事務官

フライン コエン ルカウント リイド諸氏

大蔵大臣、金融機関の集中排除に関する司令部の決定を感謝した後、専賣局改組につき、審議会を設けて審議致し度き旨を述べ審議会案を提出、もし司令部に或程度の具体案あらばそれをも土台に研究致し度いと述べたに對しフライン氏最初は何かお示ししよう、審議会についても設置の可否を研究したいと答えたが、コエン氏の注意によりこれを改め、マカアサア元帥書翰の氣持は改組の必要を述べただけでその具體策を練るのは第一次的には日本政府の責任であるから方法を研究してその結果を司令部に示して欲しいと旨を改め結局この問題は、審議

機構、その結論等第一次的には日本側の自由であるというに歸着した。なお、これに關してアンタイ・トラストから構想を專賣から除外すべき旨の意見があつた旨を大臣から披露したが司令部側出席者は何れも闕知せずこれについても審議会で研究したからうということになつた。

次に興業銀行の債券発行について、若干の間答あり大臣より今後二年間位債券発行を認めるといふ風な話を聞いてゐるかとの質問に對しルカウント氏は大藏当局、日銀總裁とも相談中で未だ明確にコミットしたわけではないが略相互の了解点に達して居り近日中午に結論を得る見込であるとの答があり次に官廳職員との給與の問題に及ぶ。大臣より新聞報道によれば官廳給與は今後人事委員会が財政、予算とは全く獨立して決定するといふことだが、さういふことがあるべきでない從來通り且、日本政府とが連絡してやつてゆきたいといふ希望を示しこれに對しフライン氏は誠に尤もな次第だと云ひ、コエン氏は淺井



委員長が実際にさう考へてゐるかどうか確めてみる必要があると述べ、  
リイド氏はいづれにしても最後の決定は議会の職責ゆゑ、結局内閣が  
反対するものが通る筈はないから人事委員会の決定とはリコメンディ  
ションのことではないかという。これにつき大臣及渉外部長から實際  
問題としてはかういふことは一度委員会が決定発表するを動し難い既  
成事実になり易いものであるから事前に十分財務当局とも連絡するや  
うにして欲しいと述べ、これについては全員同感を示した。  
次に官吏渡米の件につき大臣から書類を提出して要請ありファイ  
氏は限られた資金を多数の希望者に分つことの困難を説明、しかし最  
善を盡さうと言明。

最後に納税の問題に及び、先月中の納税宣傳の状況を察察設置の旨  
等を説明、告発を受けた脱税嫌疑者の一覧表を提出、ファイン氏以下、  
大臣の努力を大に多とする旨を述べ確に最近輿論も成の注目をしつつ  
ある毎週これ位のものが必要としたい、今後共全国的に且つ著名な人間に着  
目することが必要であるとして大臣を激勸会談を終る。此の間九時四  
十分より約四十分間。

極秘

大蔵省渉外特報（八十四）号

昭和二十三年八月五日

渡辺

渡辺渉外部長記

輸出入同基金管理官クリトヴァンド氏は今後6月9日以内に設置せられた基金管理部（Funds Control Division）の部長に任命せられたについては挨拶を兼ねて同氏を往訪大要次の如き会談を行つた

渡辺

輸出入同基金その他の基金の状況について吾々は非常に關心をもつて居るのである。今後貴課を通じて出来得る限り情報の供給をお願ひしたい。

われわれの仕事は結局將來日本側に肩替りしなければならぬのであるから許す限り貴意に沿ひ度い考へてある。

渡辺 貴 Division の組織機構はどうなつて居るか。

輸出入同基金（OFIEF）、対日救済資金（CARIOA）、復興資金（或術的には CARIOA の一部なるも EIOA と呼ばれる）トラスト勘定

000

商業勘定、オープン勘定等外國貿易其他の取引の目的爲に E.S.S. の権限に属せしめられた又は將來属せしめらるべきあらゆる財産及基金の保管、管理、運用、統制を所管して居る機構は企画課（Plans and Policy Branch）、契約課（Current Contract Br.）、統制課（Fiscal Control Br.）、銀行課（Banking Operation Br.）

及算計課（Accounting and Record Br.）

渡辺 ……に分れて居る。Mr. Gerard が次長であり以下下人員整備中である。現在は事務所も分れ分れになつて居る。爲替の問題はこの所管であるか。

Finance Division と共管である。従来は貿易を商品面か

ら主として統制して来たが資金面から approach する

場により自然 Finance Division とは密接な關係を築く

渡辺 貴下を議長とする六人委員会が出来たといふ話であるが

01

然り、Finance Division, 外國貿易の Division, 工業に關するもの Division 及 Textile Division 及 Division 及 Division が總務をとる爲の非公式の委員会であるがまだはじめたばかりである

渡辺

われわれは戦前は相當の爲替の専門家を擁して居たが戦時中並行はれて居ず又戦後はわれわれが直接外貨資金の問題にタッチ出来ないので將來の事を考へると貴下及その部下から色々と指導を願はねばならぬと思ふ。

01

仕事をはじめた許りでさういふとおかしいと思はれるがもしれないが自分は一時もはやく仕事を日本側に渡して引揚げたいと考へて居る(冗談交りに)今に二十四時間 Notice で日本側に引渡すかもしれない兎に角大藏省と緊密な連絡をとり度いと考へて居る。

渡辺

近日中に省内担当官を御紹介するからよろしく願ひ度い。

(附記)

右の話しに基き八月六日伊原理財局長、石田外資部長以下外資部各課長等 Cleveland に面会、同氏より各基金に付て説明があり又大藏省内の機構等に付報告を行つた。



大蔵省渉外特報（第8号）

昭和二十三年八月九日

石田渉外部次長宛

外貨交換用回轉基金の件

七月三十日附を以て首題の基金へ、貿易資金特別会計から十億円を振込むべき旨の指令が来たが、之に對するM. B. 課ヘンリー氏講話の大要は次の如くである。

(一) 従来占領軍要員が用ひる円は、自分の処にある種々の円資金から、米弗と引換えに供給していたが、占領軍將兵が日本内で買物をする場合、その品物は日本の輸出となるべきであるから、之によつて得らるべき外貨は日本への輸入に使用し得るものとすべき筋合である。それには貿易資金特別会計の資金を使用するのを適当と考へた。従来やつていた種々の円資金（終戦処理費より振込んだ分を含む）による交換は、今後はやらない。此の措置は大いに日本の爲になると思う。

(二) 今度の勘定の資金が使はれる範圍は、所謂貿易外收支となる取引であると考えてもらえればよい。占領軍要員が米弗と引換える円資金はすべて新設の勘定による。尙銀行關係のことは正確には知らぬが、米福からの送金は現在ナショナル・シテイ、チエーズ・ナショナル、バンク・オブ・アメリカに限り扱つてゐるが、送金があつた場合にこれらの銀行が送金受領者に支拂う円も、此の勘定から供給される。

(三) 交換した米弗はSOAPの管理の下にあるトラスト・ファンドに入る。交換率は一弗對二七〇円である。

(四) 日本からの対米送金は、銀行を通ずる場合でも、郵便局を通ずる場合でも、米弗によることに限られて居り、円を対價として米弗を賣ることはない。

(五) ファインディング・オフィサーの下には、フィスカル・ディレクターがあり、之は第八巻に所屬している。円交換はそこでやるの



で、私達が円を買うときも、フィスカル・デイレクターの妙案行  
内、フィスカル・デイレクターからの報告によると、交換所要額は、二  
週に分取りまとめて約二億円である。従つて、一ヶ月では約四億  
となる。第八軍からの報告が二週に分一括、これを貿易隠え送つて  
振込を受けるのが更に二週間後となるので、大体二ヶ月分として、  
多少の余裕を見て十億円と算出した。足らぬと困るので、此の金額  
は減らさないでほしい。尤も実情を見て過剰ならば後日其の分は  
却する。

(四) 此の振込金の性質は advance である。外貨又は円貨を以て  
却するものであるから、貿易資金としては当然資金として計上すべ  
きである。

(五) 今お約束は出来ぬが、此の場限りの話として自分の考えている  
を申上げる。参戦処理費からの振込金は、今後数字をよく調べた  
事情を勘案し、そんなに円資金が要らぬという見通しがつけば、

る程度返却するより自分から参議したい。時期は何時頃になるか  
をい。

追記、財政法第八條との関係上、利子をとることになつている旨を  
述べたら、誰から取るつもりかというので、SOAPからだと  
答えたら、大笑して、今度の措置は日本の利益になるのだ、と  
言つた。



野田 有外特報 (第八十号)

昭和三十三年八月十一日

マカトサ将との定例会見記録 後述 傍外部長

八月十一日 マカトサ将との定例会見は北村茂利 中法中の為

野田 後官代理と之補佐一氏 出席者 日本側 野田 後官 傍外 部長 傍外 部長

野田

司令 野田 司令 野田 司令 野田 司令

野田 政府職員と給與水準に關して論議が行はれし程は...

人事委員会、後述と大蔵省の立場との調整と必要とする...

若し人事委員会に於て一定の給与水準を定むる...

野田 人事委員会の予算は内閣の所管に在るべきである...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

野田 野田の令は人事委員会自身予算に關する問題である...

RE'-0007



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

700

野田 金融業法に就いて速かに意見を承りたい

マーケット 目下、インフレーションに對して本提議に關する情報を得るその reaction

を不承りては、その大部分の点に就いては、及時的に予期せられたいから

ルカソト代わり、その概要を早速日本側に通知せられたらどうか

特種政務院に對して、日本側は要議はなし

渡辺 特種政務院の廃止には、異議はない、債券発行に就いて、暫定

期首に於て発行と認められれば、支障はないと思ふ

ルカソト 今般、興銀法、首藤氏を託して、大蔵問題はない

経済再建の十ヶ条として、示された項目に關する、大蔵省関係の進

渡辺 渉状況と、意見を提出するから、即時にお返しい

マーケット 次回に研究の上、意見があれば、その際にも述べたい

渡辺 新に基金監理法 (Trusts Control Bill) が出来れば、これは

大蔵省として、お返しの状況について、差支へない限り、速に情報を得て

返さなければ、出来得れば、定期的な、国会と、理財局のものに開きたい

No. 2 マーケット 基金監理法は、政府は、持論は、皆、諸君の、連言、刈り、

渡辺 あり、速に、大蔵省、の、速、答、を、下、向、と、して、別、に、お、返、し、

あり、お返しの、urgency、を、お返、し、たい、が、將來、日本の

為替問題と、連する責任を持つものとして、出来得る限り、日本、の、外、債、

マーケット 金の状況等、に就いて、お返、し、たい、が、

渡辺 吾、ん、は、出来、得、る、限り、お、返、し、たい、が、

歸田 北條、の、暖、房、用、炭、の、補、給、金、に、付、て、

お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、

マーケット 追加、予、算、の、支、出、の、限、り、

お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、

お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、

野田 證券取引所の再開に、ついで、文書として、申請、を、下、向、

お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、お、返、し、たい、が、

マーケット 最高司令官宛の書面を、お、返、し、たい、が、

RE'-0007

0128

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



下カト 肉味に於て 潤滑に之の私考へて 傷へてしひぬい 我は合字三  
 との字として居る。 進退の討伐の切詰へてのいさひは 極少く有妻  
 ありき  
 即日 進退の出入の周して 許し 故未かり 察測にすく づれぬの  
 所は 如何か  
 ルカウー多系 ニユースキーグれを 女に認るののありき  
 (下カトナナ 其の内容を復す)  
 マロー 米議會は 討伐功類を 刺威しとす。 日本は 如何なる 功類  
 外 收入の増加を計らわばらぬ。 其の爲に 従ふべき 力と  
 入るべき ありき。 又、女子進退の 日本に 手易い ありき 許す  
 ればらぬ  
 即日 日本が 米々の 痛むる 法は 如何なるか  
 マロー F.E.C. の 及び ありき。 中を 困難とす。 又、如何なる ありき 川へ  
 手易い 不経済とありき。 寧ろ 許す 許す 許す ありき ありき ありき  
 一水十一 五四八八二

米八号 再読表  
 一水十一 大佐との私的會合に付 持し 取扱 中 注意 遊ばるし

RE'-0007

